

## 議 事 日 程 ( 第 2 号 )

平成28年9月7日(水曜日) 午前10時 開議(補正予算審査特別委員会)

### 日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第66号 平成28年度遊佐町一般会計補正予算(第2号)

議第67号 平成28年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議第68号 平成28年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議第69号 平成28年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議第70号 平成28年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議第71号 平成27年度遊佐町水道事業会計補正予算(第2号)

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

☆

出 欠 席 委 員 氏 名

応招委員 11名

出席委員 11名

1番	齋藤	武君	2番	松永	裕美君
3番	菅原	和幸君	4番	筒井	義昭君
5番	土門	勝子君	6番	赤塚	英一君
7番	阿部	満吉君	8番	佐藤	智則君
9番	高橋	冠治君	10番	土門	治明君
11番	斎藤	弥志夫君			

欠席委員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	本 宮 茂 樹 君
総 務 課 長	池 田 与 四 也 君	企 画 課 長	堀 修 君
産 業 課 長	佐 藤 廉 造 君	地 域 生 活 課 長	川 俣 雄 二 君
健 康 福 祉 課 長	佐 藤 啓 之 君	町 民 課 長	中 川 三 彦 君
会 計 管 理 者	高 橋 晃 弘 君	教 育 委 員 長	渡 邊 宗 谷 君
教 育 長	那 須 栄 一 君	教 育 委 員 長	渡 邊 宗 谷 君
農 業 委 員 会 会 長	高 橋 正 樹 君	教 育 委 員 長	渡 邊 宗 谷 君
代 表 監 査 委 員	金 野 周 悦 君	教 育 委 員 長	渡 邊 宗 谷 君

☆

出席した事務局職員

局 長 富 樫 博 樹 議 事 係 長 鳥 海 広 行 書 記 高 橋 和 則

☆

補正予算審査特別委員会

委員長（筒井義昭君） おはようございます。ただいまより補正予算審査特別委員会を開会いたします。  
（午前10時）

委員長（筒井義昭君） 昨日の本会議において、補正予算審査特別委員会委員長に指名されましたが、何分ふなれでありますので、よろしくご協力をお願いいたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては、全員出席しておりますので、ご報告いたします。

定例会から本特別委員会に審査を付託された事件は、議第66号 平成28年度遊佐町一般会計補正予算（第2号）、議第67号 平成28年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議第68号 平成28年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第69号 平成28年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第70号 平成28年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第71号 平成28年度遊佐町水道事業会計補正予算（第2号）、以上6件であります。

お諮りいたします。6議案を一括して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（筒井義昭君） ご異議ないようですので、一括して審査することにいたします。

質疑に際しましては、簡明をお願いいたします。また、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力をお願いいたします。

補正予算審査に入ります。

1 番、齋藤武委員。

上衣はご自由に願います。

1 番（齋藤 武君） おはようございます。けさ田んぼを回りましたところ、稲の穂、葉にはびっしりと朝露がついておりまして、そして思いのほか肌寒く、いわゆる秋冷、秋の寒さというのを本格的に感じるところであります。日々稲穂が実ってきておりますけれども、それに負けないようにこの議会も実りあるものにしたいなというふうに思いまして、本題に入ります。

一般会計の補正予算書13ページからまず伺いいたします。13ページの中ほどですけれども、2項林業費、1目林業振興費につきましてお聞きいたします。この中身ですけれども、松くい虫の秋季、秋の被害木調査委託事業が含まれているというふうに聞いております。まず、この事業の中身につきましてお聞かせいただきたいと思っております。

委員長（筒井義昭君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

この撫育作業委託料1,100万円の内訳でございますけれども、1,020万円については県の森林景観整備事業と申します事業がありまして、これが今年度松くい虫防除事業の補助事業として活用できるということで、その1,020万円分でございます。あと80万円につきましては、これから秋季の松くい虫の被害状況の調査委託ということで計上させていただいたもので、27年度と同様の区域、白木から西浜までありますけれども、その8班を区分けしまして、その全域での被害木がどうかという調査事業の内訳になってございます。

委員長（筒井義昭君） 1 番、齋藤武委員。

1 番（齋藤 武君） 管轄は違うのですけれども、このたびの補正予算で歴史民俗学習館の敷地の松枯れ、被害木の除去費用というの、処分委託費用というの上がっております。ちなみに、今の調査地域ですけれども、細かい話になりますが、その歴史民俗資料館のあたり、ピンポイントですけれども、含まれているのかどうか確認いたします。

委員長（筒井義昭君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

菅里収蔵庫、資料館の上部については、民有保安林ということもありまして、今回の調査対象区域とさせていただきます、周辺は対象区域とさせていただきます。

委員長（筒井義昭君） 1 番、齋藤武委員。

1 番（齋藤 武君） わかりました。

いろいろ松くい虫に関してはさまざま議論がこの場でもされているわけですけれども、大きな問題として幾つかのある中の一つとして、伐倒処理が完全に終わらない段階で次のシーズンを迎えてしまっているのではないかと。松くい虫、マツノザイセンチュウが木に残っているような状態で、いわゆる赤く枯れた木が残った状態で次のシーズンを迎えているのではないかとというふうに思われます。これは誰が見ても、西浜地区です。目視できる木が散見されるわけなのですが、そのような状況というのは、多分今枯れたのか、それとも前の年に枯れたのかというのは、恐らく木を見ればある程度判断つくと思うのですが、このたびの調査においてそこら辺伐倒処理がカバーし切れたのかし切れなかったのかという部分、前の年です

けれども、これまでの伐倒処理が十分だったのかということの調査も含まれてしがるべきだとは思いますが、そこら辺というのは調査に入っているのかどうかお聞かせください。

委員長（筒井義昭君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

前年度から、27年度から繰り越しの予算も盛りまして伐倒駆除をいたしました。昨年度の調査事業時に、その時点で明らかに松くい虫の被害であると思われるものについては全てマーキングをして、冬季から今年度の春、5月、6月の初旬まででマーキングした部分は伐倒を終えました。その木が本当に松くい虫でセンチウが入っているか入っていないのかというのは非常に難しいところもありまして、まず森林組合さん、作業に当たる方の目視によってこれは明らかだと思われるものについては伐倒しました。それ以降春、この年の6月以降に新規でまた被害が拡大している部分というのがあるのは事実でございますので、その部分も今回の調査に入れて調査事業を進めてまいりたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） これは、私もその木を一本一本確認したわけではないので、どういう状況で赤く枯れているかというのを一本一本把握はしていないのです。あくまでも遠目から見ての判断なのですけれども、どうも春先その伐倒処理が終わった後においても赤くぽつぽつと、ぽつぽつです。ずらっとあるわけではないのですけれども、というのが見える状況なのです。

それ確認なのですけれども、そういう部分に関してはマーキングはしたということなので、マツノザイセンチウ、松くい虫の被害ではない立ち枯れた木、あるいはそれ以降に枯れた木であるという認識でいいのか、もう一度そこ確認させてください。

委員長（筒井義昭君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） 先ほど申し上げましたが、非常に選木については難しい面はあるのですけれども、基本的にセンチウが入った痕跡があって赤い木というのは、松くい虫という関係でございます。被害ということでございますので、それは目についた時点で伐倒するようにはしておりますけれども、やはり6月以降にそれが顕著になった木がたくさんございますので、そのこの部分の調査ということになります。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） わかりました。

ことしのマツノザイセンチウがふえる、松くい虫がふえる傾向というのはやはりあるようでして、聞いたところですと台風があった年だとか、そういう年は発生が多いというふうに聞いております。ことしの状況ですけれども、この庄内地域、その台風で大風が吹いたということは今のところ幸いなわけですけれども、ただそれはないにしても夏の暑さというのがありました。松は、平気な顔をしているように外見に見えますけれども、やはりそれなりにダメージを受けているものだというふうに思います。調査というのは、やはり地道な作業ではあると思うのですが、その前年との比較、それからこれからの比較のために非常に重要な基礎資料となるものだと思いますので、当然予算の限りはあるというのは十分承知してございますけれども、遺漏なく調査をしていただくようお願いいたしまして、この項は終わります。

次に、14ページのところに移りたいと思います。14ページの一番下なのですが、5項住宅費の2目住宅建設対策費2,000万円の持家住宅建設支援事業補助金についてお尋ねいたします。この事業は、当初予算で3,000万円がつきまして、今回補正2,000万円ということなのですが、私のいわゆる知り合いというか、知っている人の中にも、この事業を使いたいという人あるいは使ったという人がおまして、やはり町民にとって関心が高く、そして使い勝手のいい制度だというふうに考えております。それで、今回補正になったということは、想像にかたくないこととして、その申込者がいっぱいいて3,000万円の金額に天井に達してしまっただから補正だというふうに当然に考えられるわけなのですが、ちなみにいつの時点でその3,000万円の天井に達してしまっただのか。そして、言い方があれですけども、3,000万円に達したのか。そして、そのときの件数です。何件で約3,000万円でしょうけれども、天井に達したかという数字の部分をお聞かせいただきたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

当初予算3,000万円、これがまずほぼ全額に近い支出、交付決定をしたという時期ですけども、ちょっと日にちまでわかりません。6月二十何日、6月の末ころになります。件数としては107件、金額として今交付決定しているのが2,976万円となっております。そのうち下水道に絡むものが26件、そういった形になっております。

委員長（筒井義昭君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） そうしますと、今のお話ですと、6月の末には早々とその上限に達してしまっただということでした。当然その当初予算を立てるときに、この前年のことあるいはその住民からのいろいろ情報から、3,000万円であれば足りるのではないかというふうに思ったのかなというふうに思うのですが、それにしても6月末でこの3,000万円に達してしまっただというのは、ちょっと早いような気がいたします。あと件数も、たしか去年が53件というふうに議会の答弁であったような気がするのですが、107件というのも件数的にも多いと。そういう中で、6月末に切れて今9月の補正ですので、その間のことがやっぱり気になるわけなのです。やろうと思えばその6月末から今までの間に補正措置を講じるということもできなくはなかったのかなというふうに思うのですが、そこら辺はどういうふうにして補正をしなかった判断をしたのか、そこら辺の事情をちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

まず、昨年度の実績ですけども、今五十数件と言いましたけれども、151件でありまして、約4,400万円というふうになっております。本年度のこの事業の出だしといいますか、始め方でしたけれども、予算要求をした時点でまず前年度並みということも1つはあったと思いますけれども、やっぱり町全体の事業さまざま新たな事業が出てきておりました。そういった事業費を捻出する関係もあって、町の当初の予算としてはこの住宅リフォームに関しては、やはり3,000万円という形で財政当局との協議によって決定したものでありますけれども、これまでの実績から言いましても4,000万円ちょっと超えますので、そういった意味ではその後の持つていき方については検討の余地はあったのかなというふうに考えますが、この事業を一番最初に始めるときに、4月1日付の広報に、今回のこの事業については、予算に達し次第一旦組

み出していただくという広報を出させていただいております。これについては、6月15日についても出させていただいております。というのは、先ほど言ったような形で予算の関係もあって一旦そこで打ち切って、打ち切るというか、そこで検討の時間をとって再度予算要求するかしないかの判断をするという意味の広報のお知らせでございました。そのときは、7月いっぱいくらいまではもつだろうと。例年の状況からいきますとそういう状況でしたので、7月いっぱいくらいもつだろうと。その段階で判断をして、一旦休むような形になりますけれども、9月のその補正に向けて協議をして行いたいと、そういう考えのもとでこの事業は実施していたものでございます。

委員長（筒井義昭君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） 件数については、私の認識違いありまして、失礼いたしました。ただ、前年が151件でことしが6月末で107件ということは、このペースを比例で考えると、やはり去年よりこのままいけばですけども、多くなる可能性はあるのかなというふうに考えております。

あと気になるのが、今回2,000万円の補正措置をするということで、それはそれでいいことだと思うのですが、実際さらに当然予算の限りですよというただし書きはしてお知らせするのでしょうか、多分私もしたいというふうに手を挙げている町民の人がいるのではないかと思います。ただ、その人に関してはまだ予算がないので、ちょっと待っててくださいということで、仮受け付けみたいな形になっているのかなというふうに思います。その仮受け付けのデータが恐らくお持ちだと思うのですが、今現在どのくらいの受け付け件数で、そして補助の予定額、補助の見込み額です。それが幾らくらいまで積み上がってきているのか、お聞かせいただきたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） 今回のこのリフォーム事業、まず要綱も一部今年度変わっております。というのは、下水道の接続率アップのために、下水道に絡むものについては事業費100万円までは10%から20%、プラス10%にしております。そういった関係もあって、年度当初からやっぱり年度初めにお知らせもしたこともあって、予算の都合で一旦4月末で切らせてもらいますよという、その予算の範囲内ですよということもお知らせしたこともあってか、年度の初めのほうに集中したのかなというふうに我々は考えております。そういった形で集中したのだらうという判断のもとでおりまして、6月の末ごろに予算が切れたわけですけども、そこからはやめますというのではなくて、今後の検討するために需要状況、その辺の確認をしたいので、仮受け付けをしますという形で仮受け付けをしておりました。6月28日から始まって9月5日まで、この期間に仮受け付けをしたのが36件、金額でいきますと、これはあくまでも予定ですけども、1,580万円の仮受け付けをしている状況でございます。

委員長（筒井義昭君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） 2,000万円の補正に対して仮受け付け額が9月5日段階で1,580万円、これはあくまで仮でしょうけれども、という数字です。これをどういうふうに解釈するかというのは難しいところではあると思います。確かに先ほど申し上げたとおり、予算の限りですよというのがついて回るとは思うのですが、ただ2,000万円の中で既にもうかなり7割5分決まっているというか、決まっていると言って近い状況になっているわけです。この場でお聞きするのは酷な話だと思うのですが、恐らくこの2,000万円というのは、このペースでいけば9月中に埋まるのかなというふうに私は思います。おおむね埋まるのではな

いかと。そんなときに、さらに補正というのはあり得るのかどうなのか。もしそこを考えていらっしやっ  
て、今お話しできるのであれば、そこら辺お聞かせいただきたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

まず、予算要求時点、7月末ごろでしょうか、その段階での判断でしたけれども、この2,000万円という  
金額についてはそこで判断しているわけですが、その時点では912万円の要求でありました。です  
ので、これまでの状況からしてこの2,000万円の要求によって、まずは何とかやっつけていけるだろうという、  
全体額でも4,300万円前後が年間の予算です。今回は10%アップもあるので、その分700万円さらに今回プ  
ラス要求をしておりますので、全部で5,000万円になるわけです。例年よりは700万円多い、そういった状  
況の要求もさせていただいておりますので、この補正予算を組む段階では足りるだろうという判断のも  
とで行ってまいりました。

ただ、実際にあけてみたところ、それからの要求がかなりあったということで現状になりますので、こ  
れについては今後の状況もありますけれども、やっぱりその需要、そしてその要求内容によっては財政当  
局との協議をさせていただいて、再度というのはなくはないのかなというふうに考えております。

委員長（筒井義昭君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） わかりました。

この事業というのは、先ほど申し上げたとおり町民にとって使い勝手がいいでしょうし、いわゆる町の中  
でお金が回るという事業で、やはり方向性としては好ましいのだと思います。ただ、繰り返しますけれど  
も、当然予算に限りがあるということもあるでしょうし、あと町の中でお金が回るといっても、実際に  
受注業者がどの程度プラスになっているのか。計算上はお金が行っているわけでしょうけれども、例えば  
偏っていたりしないかとか、いろいろ心配する部分あるわけなので、そこら辺も総合的に勘案しな  
がらご検討いただきたいというふうに思ひまして、この項は終わります。

続きまして、次の15ページに移ります。15ページの下なのですが、2項小学校費の1目学校管理費につ  
きましてお伺いいたします。小学校は、中学校も含めてですけれども、学校設備というのは比較的新しい  
建物がそろっているというふうに認識はしていますけれども、その経年劣化というのは進んでいくでしょ  
うし、やはり建てたときはよくても使う中で使い勝手が悪いということは当然出てくるかと思ひます。そ  
うしたところで、その限られた予算の中で手当てをしていっているのだと思うのですが、今回その照明設  
備の改修というの也被まれているようでした。その中に入っていないので、お聞きするのですけれども、  
実は前々から気になっている小学校設備が1カ所ありまして、そこに関しては今回検討されたのかどうか  
ということでお聞きしたいと思ひます。それが遊佐小学校の図書室の照明なのです。遊佐小学校の図書室  
というのは、ご存じのとおり建物の北側にあります。この議場も建物の北側にあるのですけれども、やは  
り北側ということは西日は入りますでしょうけれども、光が入って本が焼けるというようなことが少な  
かったりというメリットはあるのですが、どうしても暗くなりがちです。この議場も、これよく見ると  
相当明かりつけているわけなのです、昼間にもかかわらず。もしこれ消せば相当暗くなって、手元が見え  
ないという状況です。遊佐小学校の図書室、ではどうなっているかといいますと、その北側というのはさ  
ておきまして、大きな照明装置が天井にぶら下がっています。いわゆるその水銀灯のような大きな照明な

のですけれども、その照明がなぜ使えない状況になっております。どうもそのスイッチをいじっているというのはあれでしょうけれども、事実上スイッチが入れられないような状況になっていると。なぜかという、そのなぜかというのを聞きましたところ、学校に聞いたところ、その照明をつけてしまうと莫大に電気代かかるので、照明は使わないようにしているという話でした。では、そういう中で図書室がどういう状況になっているかという、私自身が余り目がよくないというのあるのでしょうかけれども、私の子供に聞いても、やっぱり図書室暗いよねという話が出ております。図書室というのは、当然曇りの日も使いますし、あとこれから日が短くなってくれば夕方暗くなってきます。そして、遊佐小学校は図書に親しむという伝統がありますので、夜間読書会を開いたりということもしております。そういう中で、電灯があるのに使えない状況というのは、やはりこれは学校設備としていかがなものかというふうに思うのですが、その点について今回限られた予算の中で検討されたのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） お答えをいたします。

今回小学校管理費の中で工事請負費29万7,000円補正をお願いしている中身につきましては、吹浦小学校の校長室とトイレの照明の改修、もう一件、あと藤崎小学校のグラウンドの車進入防止柵の工事費というふうになっております。今回ご質問にありました遊佐小学校のブックランド、図書室の件でありますけれども、今回の補正要求に当たっての検討はしてございません。状況をお聞きをしましたけれども、基本的には学校の要望によってこういった改修等の計画を作成をしますので、遊佐小学校と十分協議をさせていただきたいというふうに思っております。

ちなみに、教育委員会として電気代がかかるからというふうなことでつけないようにというふうな話はしておりませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） 例えばよく言われる話ですけれども、LED化するだとか、方策はあるかと思えます。当然その初期の設備投資はかかるわけですけれども、ぜひとも子供の立場に立って、遊佐小学校に行ったら目が悪くなったというようなことがあってはやっぱりまずいと思えますので、ぜひともそれは前向きに検討いただきたいなと思ひまして、次に参ります。

次の16ページなのですが、16ページの中ほどの4項社会教育費、6目文化財保護費につきましてお伺いいたします。この項目には、額は大きくはないようですけれども、小山崎遺跡に関する物品の購入に関するものが含まれておるといふふうに聞いております。小山崎遺跡に関しても、これまで議場でいろいろやりとりがされております。あと、それとその遺跡という特殊事情があるということは十分承知しております。国だとか県との調整もあるでしょうし、その特殊な専門的な知見がなければなかなか扱うのが難しいというようなこともあつたりするということは十分承知はしておりますけれども、やはり遊佐町の大切な、極めてと言っていいと思うのですけれども、極めて大切な財産であり、あるいは観光資源にもなり得るといふ、あるいは教育資源にもなり得るといふ小山崎遺跡ですので、可能な限りその財政的措置をして私は小山崎遺跡というのを利活用していくべきだといふふうに考えております。そうした中で、今回カメラです。多分遺物、出土物の撮影のための撮影機材、カメラ等を購入するといふふうにお聞きしているの



ですけれども、私も当然その縄文時代遺跡については素人の範疇を全く出ませんけれども、ただいろいろ話を伝え聞く中で、カメラは当然結構なのですけれども、それ以外にも不足する資材というのはあるのではないのかなというふうに考えるところなのです。当然優先順位をつけて、まず今回カメラだということでカメラを上げてきたのだと思うのですが、それ以外にどういう機材を現場として必要としているのか、具体的に幾つか挙げていただければと思います。

委員長（筒井義昭君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） お答えをいたします。

今回備品購入費として2万円の補正をお願いをしておりますが、中身としましては、予算の組み替えを伴うというふうなことであります。補助事業の計画変更ということで、補助事業で購入を当初考えていた金額30万円を減額をして、町単としての備品購入32万円をお願いをしたいということでの差額の2万円の増額。内容については、先ほどご質問の中にもありましたカメラ等の備品になります。

今後想定をしている備品はということでありまして、旧西遊佐小学校の校舎のほうに引っ越しをしまして、これからまた順次整備をしていきたいと考えております。その際に必要なものとしては、復元した土器等の整理する棚、あるいはおさめているコンテナの収納する棚、さらには展示ケース、こういったものを想定をしているところであります。今後の12月以降の補正あるいは来年度の当初予算に向けて、計画を作成をしながら予算の要求をしまいたいというふうに考えているところでございます。

委員長（筒井義昭君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） 承知いたしました。私も、中を見させていただく機会あったのですけれども、いろいろ制約があって一般に開放できないというのはお聞きしているのですが、ただ何とかしてひっかからない、いろんな抵触しない範囲で広く見ていただけるようにしていただきたいなど。そのときに、私見てもこれ収納、その展示ケースは足りないなというの目に見えて感じましたし、やはりそこら辺については積極的に手当てをすべきだなというふうには思っているところです。

それに、物品に関連してなのですけれども、小山崎遺跡ではないですけれども、今回のあまはげのパネルというのが設置されるというふうに聞いておりました。それはそれでいいので、ちょっと直接的にあまはげどうのこうのではないのですけれども、一方で小山崎遺跡の場所を示す標柱なりパネルというのが多分ないと思うのです、私の認識ですけれども。ひょっとしたらすごく細い、目立たないのがあるのかもしれないけれども、例えば牛渡川に行くと、牛渡川に看板というのがありますよね、あの斜めになっている看板が。その場所に上空から見た写真があるので、例えばお客さん来たときにここは舟森山です。ここが牛渡川です。ここら辺がかの有名な小山崎遺跡ですというふうに案内するのですけれども、そのようにしか案内できない今の状況だというふうに認識しております。せっかく小山崎遺跡といいながら、実は場所がわからないというのが意外とありまして、あまはげのパネルというのは場所を示すものではなくて、その意味合いは違いますが、物品の整理、もちろん一種の固定物ですので、不動産に近いそのパネルなり標識なりになると思うのですが、そういうものの整備というのも今後考えて、とにかくそれはむしろ至急やっていただきたいぐらいなのですが、その辺のものは考えていらっしゃるのでしょうか。

委員長（筒井義昭君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） 小山崎遺跡のいわゆる現地への看板の設置につきましては、今年度

の当初予算の中でちょっと計画をしているということでございますけれども、内容について現在まだ精査中というふうなことであります。こういったものをつくるかも含めて、記載する内容、こういったものについて十分検討しながら設置をしてまいりたいというふう考えております。

委員長（筒井義昭君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） ご指摘いただきありがとうございます。小山崎遺跡に限らず、貴重な縄文のいろんな遺跡等本町は各地から出土しているわけでありまして、これまでは調査保存ということで重点を置いてきましたけれども、今後活用ということ、発信ということが大事になってくるのだと思いますので、例えば今の小山崎遺跡であれば、杉林の中に住居跡が見つっているわけで、我々は知っているのですが、ここだという見当で説明できるわけですが、そんなところも含めて十分検討して、これまで余り知られていなかった、あるいは町外等からおいでになる皆さんにもご理解いただけるような、そんな活用の方法を進めていきたいと思っております。

また、別件になりますが、小山崎遺跡ではなくて杉沢の北部から出ています縄文の遺跡、舟形はビーナスが出たものですから脚光を浴びていますが、遊佐から出てくる遺跡も大変素晴らしいものだと思います。現物は奈良の国立博物館で所蔵しているわけですが、ことしの10月から年度末3月まで遊佐町に里帰りということで広く展示すると、そういう予定でありますので、ぜひごらんいただきたいと思っております。場所につきましては、いろいろ管理上制約があるものですから、どうしても地震対応とかできていない防災センターに展示ということになるそうですけれども、そんなことも含めて活用に向けて頑張っていきたいと思っております。

委員長（筒井義昭君） 1番、齋藤武委員。

1番（齋藤 武君） パネル、今検討中というふうにお聞きいたしました。確かに完璧なものをつくろうとなると、これは切りがないというか、考えても、考えても結論は出ないと思っております。ただ、長らく場所が一般の人にわからない状況が続いてきておりますので、最低限簡便なもので結構だと思っておりますので、ぜひともそれに関しては今年度中に設置をいただきたいというふうに思っております。

今教育長からありましたとおり、伝統的なものというのは、よく言われる活用こそ最大の保存だというふうに言われておりますので、ぜひともこれは本当に文字どおり本当の意味で前向きに取り組んでいただきたいということを願ひまして、以上で終わります。

委員長（筒井義昭君） これで齋藤武委員の質疑は終了いたします。

3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） それでは、議第66号の28年度一般会計補正予算の中身について3点ほど、農業関係についてお伺いしたいと思います。配付された補正予算の案件では12ページから13ページ、それから議案書におきましては49ページのほうになります。

最初に、6款の農林水産業費の農業振興費、1節報酬のほうについてでございます。鳥獣被害対策実施員報酬について、当初予算17万9,000円に対しまして、倍以上の21万2,000円ほどが今回補正提案されております。いろいろ調べますと、根拠の規程といたしましては、ことしの3月18日付で訓令第6号で遊佐町鳥獣被害対策実施隊設置規程が設定されておまして、4月1日付で施行をされております。その内容を見ますと、1条には業務として、1つが鳥獣の捕獲及び追い払いに関すること。2つ目として、農地、山間

部等の巡回に関する事。3つ目が農作物被害の状況、鳥獣の出没等の調査に関する事。(4)がその他という状況になっておりまして、実施隊は町長が10名以内で委嘱をするとあります。最初の質問でございますが、この実施隊の現在の委嘱の状況と21万2,000円に対する増額の内容について、1点目お伺いしたいと思います。

委員長(筒井義昭君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

まず、実施隊の現在の委嘱状況ですが、4月14日付をもって遊佐町鳥獣被害対策実施隊ということで、鳥獣被害防止計画に基づいて山形県猟友会遊佐支部長を代表としました方々へ委嘱をさせていただいたという内容でございます。

あと、21万2,000円の増額補正の中身でございますけれども、これは熊の出没回数が昨年度、27年度と比較しまして非常に多くなっているという内容に伴うその緊急時の現場確認でありますとか、わなの設置と回収、それからその設置したわながどういう状況であるか、入っているか入っていないかとか、そういった現場確認、そういったことも含めて、捕獲されればその処分等いろいろ出てきますけれども、そういったものに関する報酬ということになっていまして、ちなみに27年度は出没回数が1回ということでございましたが、28年度につきましては、現在のところ32回の出没回数ということで、11回ほどわなを設置しているという関係での報酬の増額ということになっております。

委員長(筒井義昭君) 3番、菅原和幸委員。

3番(菅原和幸君) ちょっと確認ですが、平成27年が1件で、28年32件というの、熊の出没ということよろしいのでしょうか。

委員長(筒井義昭君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) 熊の出没回数でございます。

委員長(筒井義昭君) 3番、菅原和幸委員。

3番(菅原和幸君) 実は、春先に知人のほうといろいろ話す機会ありまして、熊の出没がかなり県内で話あって、その方養蜂、はちみつやっております、その方いわく、なかなか行政というのは熊見つけてから対応がゆっくり過ぎて困るというような状況の話聞いたことがございます。その点で、いろいろ迅速に動ける体制にあるのだということで、こういう実績になっているのかと今ここで理解をさせていただきました。

それで、あわせてですが、ちょっと補正とは関係ないのですが、19節の負担金及び交付金のほうに有害鳥獣捕獲報酬交付金ということで、これは当初予算で8万円ほど計上されております。実質先ほど述べました規程の1番、鳥獣の捕獲という部分もありますので、自治体の業務の中にそういう部分あるものですから、報酬のほかはこの交付金が出すことは二重のように見えるのですが、そんなことはないのかひとつ確認をさせていただきたいと思います。

委員長(筒井義昭君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えします。

この報酬につきましては、有害鳥獣捕獲した場合の報償金ということになるわけですが、通常有害鳥獣というのはわなのとか、狩猟の免許、資格がないとできないということになっておりますけれども、

ハクビシンなんかにつきましては、個人の自宅に出たハクビシンを捕まえる場合は、県のほうに申請をしまして、それで許可をもらって自分で捕まえて、それを処分して、証拠物の提供等はあるのですが、そういったことでそれに対しても、個人に対しても報酬を出しているというところ、そういった事業でもあります。ここは、わなとか狩猟免許を持っている事業に対しては、当然その資格を持っている方しか行けなくて、主にこの猟友会さんが出番ということになるわけですが、ただそういった側面で個人のほうもありますけれども、そういった場合は先ほど申し上げたとおり報酬も支出しているということでございますが、そこは必ず猟友会として実施隊として行ったか、それから個人として行ったかというすみ分けで報酬の二重交付ということはないようにしております。

委員長（筒井義昭君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） 私も、前ハクビシンの被害というか、屋根裏を運動会のように走っている事例を見たことありまして、そういう対応が必要だということを改めて勉強させていただきました。では、この項目はこれで終わらせて、次のほうに移ります。

同じく、配付された案の13ページ、畜産業費であります。議案書では49ページの中ほどになります。この中で畜産業費で需用費、18の備品購入、19の負担金補助及び交付金、合わせまして190万円ほどの増額補正が提案をされております。いろいろお聞きしますと、ここにありましており放牧共用林野管理というような運営の内容でございますが、いろいろ調査をしてみますと、内容は放牧地の貸付事業として三の俣牧場の牧柵の修繕のほうに20万円、それから体験農園管理用プレハブのほうに40万円、それからここにありまして遊佐町放牧共有林野管理運営支援事業に係る補助金130万円という内訳になっている。それで、ちょっと自分なりにいろいろ調べましたところ、きょうは514回ですが、482回のこの議会の中で、合併は24年の6月19日になっているようです。その中で、ある議員の方がこの関連します内容に質問されておりました。その中で、町長の答弁が自然体験農園はサングリーンという施設であると。それから、月の原牧場という採草地の地域の答弁をされておりました。ただ、月の原牧場は、昭和60年に国有林として約44町歩ほど管理牧野として国から町が借り受けをして、それを町がある連合会のほうに貸し付けをして牛の放牧をやっていた、そういう記載がございまして、その後畜産業の衰退等もあっていろいろ経過をたどってきて、今現在は当時の答弁の中身では蕨岡採草部会というのみに貸し付けをされているというふうな状況もございました。それで、現状はワラビ園といいますが、そんな官地として整備をされていて、約19.5ヘクタールですが、その中で小学校や福祉施設の野外活動にも利用されているというようなケースもございました。そんな中で、やはり年々管理が大変になっていると。ワラビだけではなくてバラとかそういうものが繁茂してきて、非常に管理が大変だという町長の答弁が残っておる状況でございました。

いろいろちょっと長々申し上げましたが、質問に移りますが、この対象となる施設は先ほど申し上げましたサングリーンという施設が自然体験農園ということであるのかと、月の原牧場というのですが、それが対象となっているのか、最初に確認をさせていただきたいと思っております。

委員長（筒井義昭君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

まず、修繕料の20万円に対する対象施設としては、三の俣牧場の牛の放牧地の有刺鉄線でありますとかパイプ柵、そういったものの修繕という対象になります。備品購入費の40万円と、その下補助金でござい

ますが、これは月の原牧場の中にあるワラビ園の施設が対象となっております。

委員長（筒井義昭君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） 先ほど私が前の議事録を申し上げましたが、国から借り上げをして町が第三者にある方に貸しているという記載がございましたが、そういう事実関係でよろしいのかと、期間といいますが、国から借り受けをしている町の期間と、逆に言えば貸している契約の期間といいますが、その期間についてもしわかればお答えをいただきたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

これは国有地でございますが、森林管理署との契約ということになってございます。月の原でございますけれども、月の原に関しましては現在の契約期間が平成27年から29年まででございますが、年額が28万4,800円で借りているということでございます。面積は44.1ヘクタールほどでございます。三の俣に関しましては、契約期間が平成28年から30年、同じ森林管理署ですけれども、これにつきましては対象施設のある部分の面積案分をしまして、2万5,400円で3.19ヘクタールの年額ということになっております。そのほかは無償ということでの貸し付け契約となっております。

委員長（筒井義昭君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） 借り受けの額が足しますと約30万円くらいになります。それを町がさらに貸す契約の内容についてお伺いしたいと思いますが、基本的には190万円ほどかけて対応するわけで、基本的には思えば費用対効果がどのくらいなのかということを考えるのですが、先ほど前の答弁見ますと、当然子供たちの野外活動や福祉施設という目に見えない部分の効果もあると思いますが、その辺の町と借り受けをしている方の契約内容について、もし答えができればお聞きしたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

借受者との契約の内容でございますが、1つは月の原のほうは採草地として貸し付けをしておりまして、その中で対象が先ほどから出てまいりました藤岡採草部会のほうに、利用している分の面積案分として9万5,801円での町との借り受け契約をしてございます。それから、三の俣につきましては、JAさんとの契約になりまして、2万5,400円、先ほど面積案分した額と同額ですけれども、その分をJAさんから町のほうにいただいているという内容でございます。

委員長（筒井義昭君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） もう少し多いのかなという認識はしたのですが、基本的に先ほど申し上げました効果もあるとおりますので、これ以上質問は控えさせていただきたいと思います。

それでは、最後の項目になります。同じく、農業関係の予算になりますが、先ほどの1番委員の質問とダブる部分がございますので、よろしく申し上げます。6款の農林水産業費の2項林業費、1目林業振興費、13節委託料についてでございます。年度当初予算2,809万9,000円に1,100万円ほどの増額補正が今提案されております。先ほどの答弁にありまして、県の補助金として森林景観整備事業補助金1,030万円ですが多分県のみどり環境交付金のほうから補助金として出ているものと理解をしてございます。実は、ことしの春に松くい虫被害対策推進連絡協議会というご案内いただきまして、出席した際の資料見ま

すと、知事の命令による特別伐倒駆除区域として藤崎周辺が指定されるというたしか図面がございました。多分この先ほど答弁ありました1,030万円につきましては、その区域の伐倒駆除に使われると、そのように理解をしております、先ほどの答弁の折は理解をしたということで。それで、ちょっと自分の考え申し上げますと、松くい虫、先ほどの連絡協議会の資料、それから6月30日の日にこの会場で時田町長が議長を務めました対策強化プロジェクト会議というのが開催されておるとの新聞の報道を見ました。それから自分なりに分析しますと、松くい虫がこの庄内に出てきたのは昭和54年、約三十数年前からスタートしておるようで、16年からだんだんと減り続けてきたのですが、24年を境にまた上昇に転じているような状況のようです。それで、27年には国有林には、これは遊佐町に関する国有林ですが、約3,164立米ほどの被害が確認されて、前年比約3.4倍ほどだそうです。それから、民有林では1万833立米、これは前年対比35%増ということで、かなりの勢いでこの町内でそういう被害が出ているようでございます。基本的に先人が非常に苦勞を重ねて、この農地を守るという意味合いからこの砂防林を植え付けられたと認識をしておりますが、やはりあの状況を見ますと、被害をできれば皆無になるまで対応を進めていただきたいというのが自分としての思いでございます。

それで、次のほうに移っていきますが、実はこの6月ころに町の業務を請け負っている作業の班が行う薬剤散布の状況を見させていただく機会がございました。その内容は、当然地上から上に向かって高圧のノズルで上の松の頂点を目指すような散布でございました。すばらしい迫力のあることでしたが、実はその際現場で感じたことが1点ございまして、どのくらい薬剤がその部分まで届いているのかという疑問を感じました。というのは、下のほうが非常に雑木、それから葉っぱ等もあるものですから、なければ私より背が低ければどうということないのですが、私より背の高いようなものがあって、上に向かってもそれに薬剤がくっついて、上まで届くのがどのくらいの割合になるのかというのがはっきり言って感じたところでございます。それで、先ほどの1番委員の質問と若干ダブる部分があると思いますが、この今町の単独で秋の被害木調査委託料として80万円ほどが計上されているようですが、もし可能であればその委託先のどのような組織団体にそれを調査を委託するのかということをお尋ねをしたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

委託先として考えているところは、各地区に森林組合ございますけれども、森林組合さんとあと森林整備業者さん、木材搬出等ありますけれども、間伐木材搬出ですか、そういった業者さんのほうから選考して委託したいというふうに思います。

委員長（筒井義昭君） 3番、菅原和幸委員。

3番（菅原和幸君） 私この間先ほどの中で申し上げたある森林組合の作業を見させていただいたのですが、実施をする方と実施調査をやる方は同じ方になる可能性があるということでもよろしいのでしょうか。

委員長（筒井義昭君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えします。

委託調査につきましても、伐倒事業につきましても入札を前提としておりますので、同じ業者さんになる可能性もありますし、また違うくなるということも想定されます。

委員長（筒井義昭君） 3番、菅原和幸委員。

3 番(菅原和幸君) そういう可能性もあるということで理解をさせていただきます。

それで、続きをさせていただきますが、いろいろな事業を進める段階でちまたに言われる言葉がP D C Aという言葉がございませう。プランの計画、それからドゥーの実施、チェックの検証、それから次に向かうアクションの略ということですが、はっきり言えばああいう防除するということもいいのですが、その効果の検証というのは、こういう先ほど申しました調査の委託の中で、多分今は考えていないと思いますが、できないものでしょうかということが質問でございます。というのは、昨年の私の記憶では約1億円に近いお金を投じて対応しているのですが、なかなか減らないという状況もあるようですので、やはりそのただやって、やりましたというものではなくて、どのぐらいのものがその効果としてあるのかという検証もあってしかるべきなのかなと、そういうこともあってのことでございます。もしそういう検証を行っているのであればそれで結構なのですが、行ってないかどうかを含めてお伺いしたいと思います。

委員長(筒井義昭君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

実際の被害防止のためにラジヘリ散布でありますとか、それから地上散布、それから樹幹注入とかということでそういった防除のほうにもそれぞれ力を入れているわけですが、した地域としなかった地域の差というのは、県の庄内支庁ともに目視という形ではございますけれども、その効果を検証はしております。ただし、科学的、数量としてその防除をした地域としなかった地域との防除の結果の材積量をちょっと今後集約して、その伐倒のした木の材積での比較ということをちょっと今検討しております。

以上です。

委員長(筒井義昭君) 3番、菅原和幸委員。

3 番(菅原和幸君) 状況は理解しましたが、そういう検証もやはり必要と思って発言をさせていただきました。基本的に補正の内容については、一応私的には大賛成でございますので、今後ともよろしく配慮願いたいということです。

それで最後に、ここは補正の審議なのですが、ちょっと自分のこと、思いを2点ほど申し上げさせていただいて質問を終わります。実は、空中散布のほうに効果があつたのではないかとあつたのは、皆さん誰しもが思うところですが、やはりコスト面で非常に高いというようなことがあつたと思います。それで、ある方とその付近で話をしたら、なかなか無人ヘリというのはお金が高くてできないのだよということでありましたが、ちょうどそのとき田んぼを見ましたら、無人ヘリの防除をやつておりました、あれもいinanねがというような雰囲気でお知らせしたら、いや、そんな簡単なものではないのだと。そんなこともその方はおっしゃつておりました。はっきり言えば、やはり町のほうからとか県から受けた場合、非常に薬剤の管理がいろいろシビアにあると。やっぱり薬剤を買つてどれだけのものをまいたとかと、報告が非常にあつたというようなこともその方から聞いたことがあつた。それで、ちょっと自分の思いなのですが、実は8月30日の山新のほうにある記事が載つておりました。それは、あえて申し上げませんが、大手の農機具メーカーが農業用のドローンに参入をすると、そんな記事が載つておりました、これは関連する業種2社との連携のようですが、早ければ来年の後半にそれは販売をするということのようです。はっきり言えば、無人ヘリをドローンでやるような、ああいう写真が載つておりました。それで、多分高いのではないかと申し上げましたら、大体無人ヘリは1,000万円単位弱ぐらいのお金がかかるようですが、基本的に

そのドローンのやつは200万円前後で販売されるというような記事も載っておりました。基本的に地上散布だけではなくて空中散布というようなことを考えれば、コスト面では非常に安くなると思いますので、できれば対策強化プロジェクト会議等でも、そういうことを可能なように検討していただくことを要望したいと思います。

それから、もう一点ですが、砂丘地砂防林協議会でしたか、年間の行事として地域のボランティアの方が12月の初めころに下刈り等やっている状況がございます。ただ、限られた半日の時間とかそんな状況でございますので、ちょっと目に見えた効果はないのかなということをも自分も参加しながら感じたところがございます。町の対応である伐倒とか薬剤注入ということが原則ではあるわけですが、実は私の小学校時代の状況を申し上げれば、冬は石炭ストーブでございまして、そのたきつけを事務員さんがするために松かさを持ちに行くのが秋の年中行事といいますが、そんな状況でございました。そのころを思い浮かべれば、松原がずっと広がって、今のような雑木という状況にはなかったようにずっと記憶しております。そんな中で、これはできるかどうかわかりませんが、原因があさってでしたっけか、砂防協のほうで主催します山大の先生を迎えての研修会あるようですが、上から薬剤、伐倒だけではなくて、一度その例えば林内をきれいにする緩衝地帯といいますが、これが効果あるかどうかわかりませんが、そういう的なひとつ活動もやってみてはどうかというのが私の考えでございます。最後に質問ではないようなことを2点ほど申し上げましたが、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

委員長（筒井義昭君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） ご提案ありがとうございます。ドローンにつきましては、前々からそういったラジヘリのかわりにならないかということで、今いろんな角度からその検討が進められているようでございます。ラジヘリ散布の場合、今のところヘリコプターの飛ぶ力が強いものですから、薬液タンクをある程度いっぱいつけられるということで、それで飛行する場合と、ドローンの場合はやっぱり飛行能力が無人ヘリよりは弱いということで、恐らくタンクが少量になるので、それで飛ぶ回数がふえた場合とか、そういった費用対効果さまざま考えて、より費用のかからないほうへそういった検討をしてみたいと思います。

もう一つは、緩衝地帯ということで、緩衝地帯も含めた民有林内の管理ということでございました。民有林の管理につきましては、基本的に所有者管理という形にはなるわけですが、現在の町で進めていることについては、耕作放棄地の地ごしらえでありますとか、そういった植林活動、あとボランティアの下刈り作業、それから昨年度から交付になりました砂丘地砂防林協議会さんへの補助金の中で、そういったいろんな民有林であっても保安林の中は下刈り、それから植林等の管理をしていただきたいというふうには考えておりますが、さらに突っ込んだ緩衝地帯ということは、これからそういったことも含めて検討してみたいと思います。

以上です。

委員長（筒井義昭君） これで3番、菅原和幸委員の質疑は終了いたします。

2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 世間ではKYという言葉がございまして、やはり私は今空気を読まなければいけ



ないなと思ひまして、1番、3番と来ましたので、手を挙げさせていただきます。時計を見ながら話させていただきます。

今回の補正、熟考させていただきます、私からは14ページの山岳トイレ整備工事費、こちらのほうと、あともう一点のほうは企画費、11番、需用費、印刷製本費のこの2点についてきょうはしっかりと伺いたいと思ひます。それでは最初に、山岳トイレ整備工事費のほうのうち、大体でいいのですが、内訳のほうをお願いできたらと思ひます。

委員長（筒井義昭君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えいたします。

商工費の山岳トイレ整備工事費ということで、3,000万円補正をさせていただきます。ことしの6月3日に鳥海山の御浜公衆トイレの改築工事ということで入札をさせていただきますけれども、不調に終わったということがございます。不調後、業者等に意見を聴取いたしまして、内容を精査したところ、積算、考え方にいろいろ食い違いが出ているということで、今回補正をさせていただきます。細かい点いろいろありますけれども、内容で一番大きいのが運輸費、要するにヘリコプター代ということで、その見積もりの考え方に一番大きな差があったという点が1つであります。今回積算につきましては、環境省の自然公園等の工事積算基準という積算基準に基づいて当初の設計をさせていただいたわけでございますけれども、この積算基準による価格と業者が出す見積もり等に乖離があったという部分が一番大きい点でございます。あともう一点は、山岳工事でございますので、なかなか要するにヘリコプターで行って、現地天候不順等いろいろな要因がございます。そういった面でそのリスクが出る分、要するに工事を行ってもなかなかだめになってしまう部分等々が出てしまうものですから、そういった積算も業者は入れていて不調になったという内容でございました。

3,000万円の内訳は、ちょっと積算でございますので、説明できませんけれども、そういったことを考慮して3,000万円を補正させていただいたということでございます。

委員長（筒井義昭君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 丁寧なご説明よくわかりました。

具体的に男子、女子でお手洗いの数などは決まっておりますでしょうか。

委員長（筒井義昭君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

男女トイレありますけれども、個数等については当初設計どおりで変わりはありませんけれども、個数をお知らせしたいと思います。男子トイレにつきましては小便器が4つ、あと大便器、これは洋式になりますけれども、これが2つ。女子トイレにつきましては洋が3つ、和が1つと、合計4つというような内容になってございます。

委員長（筒井義昭君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） 先日ジオパークの認定を受けて、遊佐町議会も皆で青いポロシャツをそろえたということで新聞記事のほうにも掲載していただき、これからジオパーク構想、それからインバウンド、観光客の誘致、もろもろ考えますと、やはり我が鳥海山のトイレの整備というところは、肝ではないかと私も思っております。それで、今お聞きしたようにどうしてもヘリコプターを使つての特殊な工事というこ

とで、不調に終わってしまうということは理解できますし、なかなか難しい現実が立ちはだかっているなと思います。しかしながら、今お聞きしたようにトイレの数も女性、男性ともきちんとした数、そして登山客の方たちがこの前8月の山の日にもとても鳥海山はにぎわっておりまして、この前のツーデーマーチ終わった後も、ツーデーマーチ終わった後になおさらに鳥海山に登るという鉄人の方たちもいらっしゃいました。私はそれを見て、本当に鳥海山の魅力はそこまで素晴らしいのだと、本当に恥ずかしいのですけれども、2日間歩いて鳥海山に登るといふ、そういう方たちが実際ちよつと駅に朝お見送りに行かせてもらったのですが、すがすがしいお顔をしておまして、これからこのトイレも完成したらきつとこの観光客の方たち、また町内の方たちにも喜んでいただけるととても大切な取りかかりだとは思っております。

それで、今回またちよつと補正から外れてしまうかもしれませんが、温かい気持ちでお聞きしてほしいのですが、今トイレを男子6つ、女性4つ、そして3,000万円かかるという話なのですが、今回黒字経営していただきました遊楽里のほうの経営と、あぼん西浜のほうで、今回鳥海山登った方たちというのは、必ずやはり下におりてきてどこか温泉に寄ってから帰ろうかなと、皆様思います。あぼん西浜というのは、東北の温泉と比較しますと営業時間がとても長いものとなっております。朝6時から夜10時までというのは、利用客にとってはとても素晴らしい時間帯でございますが、ただちよつと経年劣化しておりまして、もちろん山岳トイレに3,000万円はかけなくてははいけません。私は、この3,000万円がどうか、こんなにかけるのだったらあぼん西浜にとか、そういうことを言っているのではなく、この中でちよつと知恵を使ったやり方があるのかなと思つて少しだけ提案させてもらいたいと思つたのですが、あぼん西浜のほうの今の状況ですとやはり直すにはお金がかかりますので、ちよつと小さなことなのですけれども、例えば利用客の方が喜ばれるように、ドライヤーのほうを高級感あふれるものを置くとか、そのドライヤーもただ置いてはちよつと悲しい結果に終わってしまいますので、必ず1本ずつチェーンをつけて、その高級感あるドライヤーを長く使ってもらいたいということで、ドライヤーのほうは今のものではなく、もうちよつとクオリティーの高い、それこそ遊佐町来て、鳥海山登つて、あぼんに行って温泉よくて見たら、ドライヤーだけが都内の一流ホテルのものだったというのと、全然インパクトが違うと思うのです。果たしてそのドライヤーは1個幾らなのか。男子、女子、温泉につけて幾らかかるのかと考えたときに、3,000万円の話とは全然違ってくるのですが、そういう細かいところにも気配りをしていただけたらと思つました。

あとそこと、実際あぼん西浜のほうは、男性と女性の露天のところの左の角のほうにあいている、雑草は抜いているのですが、ちよつとすき間がございまして、そこの有効利用もこれからはお金がかからないと思つたので、していただきたいなと思つております。

委員長（筒井義昭君） 松永委員、補正の関連、枠内での質問ということでお願いいたします。

2 番（松永裕美君） 恐れ入ります。

あと、それはこれから私のほうでも提案させていただきたいので、また随時考えていただければと思つた。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

今回御浜の山岳トイレにつきましては、鳥海山の中でやはり一番登山客が多く訪れる部分ということで、

ここはここでしっかり補正をさせていただいて整備をしていきたいというふうに考えております。

あと、あぼんにつきましても、それとは別としてしっかり対応していきたいというふうに考えておりますし、委員からの提案につきましても、しっかり受けとめて考えていきたいと思っております。

委員長（筒井義昭君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） ありがとうございます。

それでは、次の先ほど言いました10ページの印刷製本費のほう、マイナスになってございますが、こちらのほうの内訳をお願いいたします。

委員長（筒井義昭君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

企画費の需用費、印刷製本費、マイナスの316万円でございます。これの内訳でございますけれども、これは3つほどの予算が組み合わさっております。まず1つは、総合発展計画の冊子の印刷分、これの予算組み替えに伴う減ということで、これがマイナスの380万円でございます。これが1つと、もう一つ、ふるさと納税にかかわる部分の今回歳入が6,000万円の増ということで、歳出もそれに伴いまして各項目において補正をさせていただいております。その伴うふるさと納税に関連する印刷代ということで、これが44万円でございます。

あともう一つは、印刷製本費が20万円ということで、これにつきましては定住促進対策のポスター製作費ということで補正をさせていただきました。保育料の無償化ということで、0円と5,000円ということで今宣伝しているわけでありまして、それに伴うポスターをつくりたいということでございます。

なお、総合発展計画の予算組み替えにつきましては、今回印刷だけの発注というふうに考えていたわけでありまして、印刷だけでなく内容、それからデザイン等の見直しも含めて行いたいということで、委託料に組み替えまして発注したいというふうに考えているところであります。

委員長（筒井義昭君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） もう一度伺いますが、定住促進のポスターというのは、よく目にします大きく0円とブルーの印字されておりまして、赤ちゃん、高校生というふうには子供が大きくなる形のポスターでございましたでしょうか。

委員長（筒井義昭君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

今盛んに張らせていただいておりますゼロ円ポスターがありますけれども、その保育料バージョンといいますが、そういったものをつくりたいということでございます。まだ詳細の中身についてはこれから検討するというところでございます。

委員長（筒井義昭君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） ある医療機関で私も遊佐町のポスターを見たときに、やはりとても目を引きました。とりあえず大きなポスターに0円と書いてあって、その遊佐町の意気込みが感じられるポスターではあったのですが、あと私は今この議員活動していてとてもよく感じるというか、こっちから見ればすばらしいポスターだと褒められ、こっちから見ると0円で何だなやということで、いや、難しいなと日々活動しております。しかしながら、我々は日々町をよくしようと思って皆で力を合わせてやっているわけで、

決めたことはやはりポスターですし、いや、こういうふうには町はやっているのですということで、同じ方向に向かってやっていかなければいけないなと思って見ております。

ただ、1つ本当にささいなことなのですが、やはりその大きな改革は必要なのですけれども、果たしてそれがどのように受けとめられるかということを決断機関であるところの打ち合わせ、ミーティングのところで決めるときにもう一回ちょっと踏みとどまっていたいただきたいなというところでございます。決して今のそのポスターがこうだとか、あのポスターはどうなのだというところではなく、これからさまざまなプロジェクトを組んで、さまざまなことを決めていかなくは、山ほど積算しています、いろんな問題が。そのときに、やはり10人いたら6人がよしとして、4人がちょっとという中でのこのここでのせめぎ合いだと思います。そこのところをきっちり鑑みてもらって、俯瞰した思いで全てを決めていただけたら、さらによい案とかポスターとか町のPRの仕方ができるのではないかなと思っております。

そしてまた、ちょっとこの予算の中では違ってきてしまうところのご指摘を若干受けるとは思うのですが、この20万円というポスター代も大事なのですが、移住も大事でございますが、やはり今もうちょっと気持ちを入れてほしいなと思うところは、遊佐町に嫁いでくださっている農家の女性の方たちでございます。というのは、会社に勤めている方たちとかは会社での触れ合いとかいろんなやりとりとか、さまざまなイベントがあったり、出かけたりできるのですが、農家に嫁いだ女性の方たちは、どうしても家業を重視して家の中と畑と田んぼとあと家庭のこと等を一生懸命やるという生活になっておりますので、正直お嫁さんもほかから居を移したということでは移住というカテゴリーにはなると思うのですが、そこはまた分けてしまって私たちは対応してしまっているのかなと思いますので、決して高い金額をその方たちにとかいうわけではないのですが、例えば先ほど出ましたが、あぼん西浜を使つてのそういう農家の奥さんたちのちょっとした茶話会とか、やはり横の連携をしながら、農家のお嫁さんたちはどのくらいいるのといったら、それは産業課の農家の方たちの職員の方たちが詳しくご存じだと思いますので、大きなお金は使わなくても、その私たちのアイデアや執行部や私たち議員の動きによっては、ああいうのしてもらってよかったという声が一本一本出てくるのではないかなと思います。私は、それでこの補正を見ながら金額を一、十、百、千、万、十万、百万、一千万と数えながら、いや、こんなには要らないのだけれども、汗流して時間使って考えて行動したら、遊佐町の中でこういうのしてもらってよかったという人たちがまだまだ出てくると思いますので、本当に補正とはまたちょっと若干論点ずれて申しわけございませんが、女性の目線から取りこぼされた人たちのいないような町にしたいという考えでちょっと発言させていただきました。答弁お願いいたします。

委員長（筒井義昭君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

今前回つくりました0円ポスターにつきましては、大変好評をいただいているところではあります。ただ、10人が10人全ていいという意見もないとは思いますが、それはそれとして、ポスターというのは第一印象、見た目が非常に大切で、インパクトが必要であるということだと考えておりますので、これからつくるポスターについても、そういったことを頭に入れながら作成をしていきたいというふうに思います。

あと、農家に嫁いでいる女性の方の意見等の活用というご提案だと思いますけれども、それにつきましても婚活、それから移住、それから農家の要するに後継者対策等々にきつと役立てると思いますので、そ

ういった方々の意見を吸い上げる場というのか、そういった場面も少し考えてはいきたいというふうには考えております。

委員長（筒井義昭君） 2番、松永裕美委員。

2番（松永裕美君） ご答弁ありがとうございました。

私は、今もうこの一言で今回は終了させていただくのですけれども、東京では産後鬱で亡くなる女性の方もとても多くなっております。それは、地域的な問題なのですが、遊佐町ではこういう町ですので、そういうふうに産後鬱で赤ちゃんがいるのに亡くなってしまうとかいう方たちは今おりませんが、やはり今企画課長がおっしゃったような心配りをしていただければ、これから遠いところから嫁いで農家、遊佐に来たけれども、本当にちょっとしたことで心が崩れてしまって、それを相談するところもなくというよりは、きちんとしたケアができている町であれば、ちょっとあぼん西浜で年に3回、4回でもいいです。そういうのあるけれども、行ってみないという声かけで救われる方もいるのかなということと、あともう一つは6次産業をもしやるのであれば、これからそういう女性たちの意見、あとほかから来た女性たちの感覚、移住の方たちも私の近所にも沖縄のほうから来てくれたファミリーがおりますが、やはり沖縄から遊佐にと、本当に一瞬思うのですけれども、そういう方たちの意見を聞く、そして横のつながりとかあと遊佐町役場が横の連携がとれているということがこれからは武器になると思いますので、本当に課長おっしゃったようにポスターのインパクトもすばらしいですし、そういう仕事のやり方でこれからはぜひ進めていただければと思います。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

移住対策、企画課で行っておりますけれども、移住された方々については、やはり移住された後の、そのアフターケアが非常に重要であるという認識をして今の対応をさせていただいておりますけれども、お嫁さん、要するに遊佐町に嫁いでこられた方々についても、やっぱり遠くから来られた方については、そういった不安も多少当然あるかと思っておりますので、そういったものを含めて移住、それから嫁いでこられた方々、そういった方々のお話という部分をこれからは重要にしていきたいというふうに思っております。

委員長（筒井義昭君） これで2番、松永裕美委員の質疑は終了いたします。

5番、土門勝子委員。

5番（土門勝子君） 私のほうからは、企画課のほうに質疑したいと思っております。

補正議案書の10ページ、2款総務費、8項企画費の中の8節報償費3,666万4,000円、ふるさとづくり寄附金返礼品等とありますが、6,000万円ですが、補正をいたしました。返礼品としては、どこの自治体も半返しということを見ております。6,000万円補正したにもかかわらず多いのです、3,660万円何がしですか。その内容のほどをお聞きいたします。

委員長（筒井義昭君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

企画費、報償費3,666万4,000円の内訳でございます。これも2つございまして、ふるさとづくり寄附金の返礼品の部分、これは3,600万円であります。あともう一つが事業協力謝礼ということで66万4,000円。

これにおきましては、地域おこし協力隊の事業協力謝礼ということで、地域おこし協力隊員の4カ月分の事業協力謝礼でございます。ふるさとづくり寄附金返礼品の3,600万円の内容でございますけれども、今回委員からお話があったとおり、歳入に伴います6,000万円ほど補正をさせていただきました。それに伴う、歳入に伴うそれぞれの必要な歳出を補正をさせていただいております。その中の一つがこの3,600万円でありまして、まず返礼品は基本半分ということで、6,000万円にかかわる部分の約半分ということで3,000万円、あとの600万円につきましては、その6,000万円のうちというかの半分の返礼品のうち、米につきましては少し上乘せをさせていただいて返礼をしたいというふうに考えております。9月1日からふるさと納税を扱っておりますふるさとチョイスのリニューアルを行いまして、もう既に行いました。これにつきましては、そのリニューアルの内容について一番大きいのが遊佐町産の特別栽培米、これがこれまでは14キ口ということで返礼させていただいておりましたけれども、これを17キ口にかえております。あともう一つは、消費拡大米ということで、20キ口のバージョンを新たに追加したと。あともう一つは、寄附金額が3万円以上の方につきましても、これを3万円以上納付、寄附をいただいた方の返礼品に対してもいろいろ選べるわけでございますけれども、その中の一つに必ず1つは米が入るよという内容に変更したところであります。この17キ口のバージョン、それから消費拡大米の20キ口のバージョン、それぞれ今までの半返しという考えではなくて、若干上乘せをさせていただいて返すということで、今回600万円は余分をお願いをするという内容でございます。

委員長（筒井義昭君） 5番、土門勝子委員。

5番（土門勝子君） 今の説明によりますと、特別栽培米ですが、14キ口を17キ口にしたということは、14キ口、17キ口、ちょっとインパクトが弱いのではないかなと思います。これを20キ口にしたらどうだったのでしょうか、その辺金額にしてどのぐらいの差があったのか、17キ口から20キ口にやった場合のそれを計算してみてください。

委員長（筒井義昭君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

今回特別栽培米、遊佐産米の17キ口バージョンにつきましては、金額を申し上げますと、6,000円に消費税でございます。要するに6,480円。あと、消費拡大米の20キ口につきましては、7,000円に消費税でございます。ですので、7,560円ということで、これの農協さんとの話し合いの中で、毎月消費拡大米の20キ口につきましては250セット、あと特裁米については750セット月に提供、出していただけるということで協議をしているところでございます。

9月1日からこの募集をリニューアルをかけて募集をしたところ、消費拡大米の20キ口については1日で、9月1日で250ははけてしまいました。1日でなくなってしまったものですから、農協さんとお話をして、ちょっと要するに250の1年分、1年間出していただけるという内容でございましたけれども、少し前倒しをさせていただいて、月500セットにさせていただいたということで、これも9月3日ですか追加で出しましたけれども、4日、5日の土日で全て出てしまったということでございます。

あと、17キ口の特裁米についても、1日平均すると大体50セットぐらいの数量で出ていますので、これはこれで順調にお申し込みをいただいているというような状況でございます。

委員長（筒井義昭君） 5番、土門勝子委員。

5 番(土門勝子君) 先ほど課長に計算してみてくださいと言いましたが、今ちょっと計算してみたら差額が1,140円くらいでしたね、20キ口にした場合。これを17キ口、米の消費をもっともっと拡大しようというならば、もう思い切った策をとっていただきたいというのが私の意見であります。3万円以上ですかやった場合に、米のこのセットも入れてくださいということでしたが、私は9日の日ですか、鳥海山・飛島ジオパーク認定なることを前提に3万円、鳥海山の「さん」とって、飛島の海の「み」とって3万円で、この遊佐にしかできない特別米です。それをどんと30キ口やったらどうですか。3月に期限をして、それを私は提案したいと思います。もっともっとインパクトの強い、やはり14キ口、17キ口としても全然納税者にはちょっと魅力がないのかなと思うので、この辺画期的な企画はどうかと思うのですが、課長どう思いますか。

委員長(筒井義昭君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えします。

町としても、当然インパクトのある商品をそろえたいということで日々やっているわけでありましてけれども、なかなか例えば寄附1万円に対しての返礼に対して1万円を超えた金額で返礼することは、そこはさすがになかなか難しいという考えもございます。それは別として、そういった思い切ったやることは当然必要だと思います。この20キ口の消費拡大米についても、今全国の米の返礼品の状況を見ますと、この辺が一番上、キ口数としてはいろいろ商品の中身はございますけれども、返礼品としては20キ口、全国どこを見ても一番いいのが20キ口というような状況でございます。先ほども申し上げましたけれども、20キ口は出せばもう1日という、なくなってしまうという話の中で、なかなかJAさんとしてもその対応が難しいということで、今やりとりをさせていただいております。できれば町としてはどんどん出させていただいて、ふるさと納税の返礼品として提供したいわけでありましてけれども、そこは農協の販売いろいろな事情がありますので、今誠意協議をしているということでご理解をいただきたいと思っております。

委員長(筒井義昭君) 時田町長。

町長(時田博機君) 土門勝子委員から本当にいい提案いただいたのですけれども、何せお米がないと。JAさんでこれ以上もう出せないということで、実はツーデーマーチの2日目、農林水産まつりのときに理事の皆さんと、それから課長と、それからひまわり会の代表が、あそこにいたのは。企画課長と産業課長からどうやったらその返礼品をもう少し多く出してもらえるか、それをまず交渉しましょうと、検討の話し合いをしましょうということをお願いしているところであります。幾らでも出したいけれども、JAさんで出してもらえないものをどうやってそれは町として、組織でなければ多分対応は無理だと思いますので、それらをしっかりとやっぱり対応していきたいなと思っております。

それら合意がしたら、数的なものについては少し何カ月間、この数という形になると。何せ1日、2日で用意したものがなくなるという現状、1週間ぐらいで1,000万円ぐらいもう集まってしまうという形になるので、実際物の対応が、想定が甘かったと言われればしょうがないのですけれども、それだけのJAさんでは今のところは出せない。共同開発米も出せない、契約栽培先があるからという形で、そこら辺が一番頭の痛いところであります。

以上であります。少し時間をいただきたいと思っております。

委員長(筒井義昭君) 5番、土門勝子委員。

5 番(土門勝子君) 1日、2日とこのように人気のある施策であれば、もっとJAさんと話し合いの上、これもし1億円今目標やっているのですけれども、2億円、3億円と来たらどうするつもりなのか、この返礼品の確保は。このことをお聞きいたします。

委員長(筒井義昭君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えします。

委員ご指摘のとおりでありまして、我々も当然そこを念頭に入れて農協さんとは話をさせていただいております。出せないものは出せないでしょうがないという話になってしまうのですけれども、我々としては当然庄内町、三川町並みの寄附金ということを目標に将来は考えていきたいという部分がありますので、そこは農協さんとしてしっかり話し合いを持たせていただきたいと思っております。

委員長(筒井義昭君) 5番、土門勝子委員。

5 番(土門勝子君) 米の消費拡大は本当にいい施策であります。このようにちよつと甘かったのではないかなと思います。これからは、この返礼品の残量などもよく見てこれを決めていただきたいと思うし、プレミアムにもう遊佐はどんとこれをやっていただきたいと思っております。これをお願いいたしまして、この項は終わります。

同じ企画課ですけれども、13ページの7款商工費、3項観光費、13節の委託料135万円、中山河川公園桜テング巢病駆除対策事業委託料というのは、どこにこれ支払うのでしょうか、お願いします。

委員長(筒井義昭君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えします。

観光費の委託料135万円ということで、中山河川公園の桜のテング巢病の駆除対策の委託料になります。今回観光協会を通して委託をする予定ではありますが、そこは観光協会経由なのか、それとも町独自に契約になるか、そこはまだ今検討中ではありますが、業者のほうに町として直接頼むのかなというふうには今のところ考えております。

委員長(筒井義昭君) 5番、土門勝子委員。

5 番(土門勝子君) これ、中山のこのテング巢病はシロアリとも違うし、桜にしかつかないという虫だと思いますが、これは……

(「虫ではねえよ、病気だよ」の声あり)

5 番(土門勝子君) 観光協会のほうではないですよ、多分。どこかに庄内園芸とか森林組合の委託とは思いますが、その辺考えを考慮して考えていただいて、どこがどのようにしたらいいのかということを考えていただきたいと。

これはこれでよろしいけれども、その15節の工事請負費、施設整備工事費は127万円ありますけれども、遊佐元町地域交流センターの1階事務室の間仕切りとありますけれども、この間仕切りというのはどのように改築した……

(「産業課」の声あり)

委員長(筒井義昭君) 産業です。

5 番(土門勝子君) これは企画ではありません。失礼しました。所管でありますので、後でお聞きいたします。



では、中山の公園のこれです。もし観光協会に委託となれば、もう少し観光協会のほう、中に理事もたくさんいるようですので、保育園児を巻き込んだもつとにぎやかな露店も出してとか、もっと観光に対して宣伝をやっていたらいいなと思いますけれども、その辺は企画のほうでどのように思っているのでしょうか。

委員長（筒井義昭君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

中山の河川公園桜まつり等々につきましては、観光協会さんに事業をお願いしてやっただけでございますので、今回もその一環として要するに長くこれからもきれいな桜を維持していきたいということで、そのテング巣病にかかっている対策をやりたいということでお願いをしたものでございます。この病気も、要するにタフリナ菌というカビの一種ということで、伝染病という話でありますので、そこも急遽早急に対応したいということで、秋から冬にかけての作業が一番いいということでありますので、今回お願いしたところであります。こういった対策も含めて、中山の桜まつりについては一層魅力あるものにしていきたいというふうに考えておりますので、町と観光協会一緒になって祭り等々を盛り上げていきたいというふうに考えております。

委員長（筒井義昭君） 5番、土門勝子委員。

5番（土門勝子君） 中山の桜、見には行きたいのですが、子供を連れて行っても何もなくてねとよく町外の人から言われます。休日だけでもいいので、何かちょっとイベントみたいなのをやっていただければなと思っております。やはり子供を連れておきますと、どうしても屋台みたいな食べ物がないと魅力がないというかです、その辺も考えていただきたいなと思っております。

私からはこれをお願いして終わります。

委員長（筒井義昭君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

桜まつり以外の時期についての対応というご質問だと思いますけれども、なかなかその時期を外して来られる方というのは難しい状況にはあるかなとは思いますが、そういった方向性がとれるのかどうか、商工会含めて観光一体になってここを少し考えてみたいと思います。

委員長（筒井義昭君） これで5番、土門勝子委員の質疑は終了いたします。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時54分）

休

憩

委員長（筒井義昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時）

委員長（筒井義昭君） 直ちに審査に入ります。

7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） それでは、順番のようですので、私のほうからも質問したいと思います。

まず最初に10ページ、企画費の中の13節委託料がございます。金額も大きいようですので、542万8,000円の中身についてお伺いいたします。

委員長（筒井義昭君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

企画費の委託料542万8,000円の内訳でございます。これも、3つほどございます。1つが先ほど午前中の答弁でもお答えした中身とかぶさりますけれども、総合発展計画等の印刷分の予算組み替え分、この事業調査委託料、これが380万円であります。もう一つが事業調査委託料ということで64万8,000円、これは横堰の水位観測業務の実施ということで64万8,000円あります。あともう一つが遊佐町の民間活力賃貸住宅建設事業に伴う地盤調査ということで、地盤調査委託料98万円でございます。この合計で542万8,000円という内訳でございます。

委員長（筒井義昭君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） 先ほども少し午前中の答弁にもありましたけれども、2番目と3番目のほう、特に2番目、横堰水位観測業務委託料ということで補正になっているようです。私も、あした一般質問の中にもこの内容も入ってきておりますので、いわゆる追加補正という形のこの64万円何がしのお金はどのような経過で補正されるのかお伺いいたします。

委員長（筒井義昭君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

この委託料につきましては、当初予算で65万円ほど計上させていただきました。その中身につきましては湧水の水量、水質調査の委託料ということで予算化をさせていただいております。今回横堰の水位観測業務ということで、採石場の入り口の湧水の水量、水質調査、それから横堰水位の観測業務、この2つを今回補正をさせていただいて、最終的には行うという内容になってございます。

委員長（筒井義昭君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） 了解をいたしました。あすの一般質問の中でその内容についてはお伺いしたいと思います。

3つ目の地盤調査のその内容についてお願いいたします。

委員長（筒井義昭君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

今回補正させていただきました98万円につきましては、旧遊佐交通跡地の地盤調査委託料ということで、建築に伴う要するに土質調査といいますが、地質調査ということではございませんで、ここは旧遊佐中学校跡地、プール跡地でございますので、その残骸等があるかどうかの確認をさせていただくということで、土木的な委託の中身になるかと思っております。ここを建築していただく際には、このデータにつきましてはそこは健康福祉エリア地質調査ということで、平成8年に調査を行ってございます。遊佐保育園、それからゆうすいもこのデータを使って建築をしているということで、要するに建築のデータとしてはそのデータを使ってお知らせいたしますけれども、現在その地盤の中身といいますが、そこを調査するという目的でございます。

委員長（筒井義昭君） 7番、阿部満吉委員。

7 番（阿部満吉君） その旧遊佐交通跡地は、民間活力によっていわゆる若者アパートというような構  
想があるというふうにも聞いておりました。行く行くは売却の予定でこの地質調査をやるということでの  
補正になるわけですか。

委員長（筒井義昭君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） 今回民間活力の賃貸住宅建設事業については、ご承知のとおり50年の期間の定  
期借地権を設定して行っていただくという内容でございまして、売却については考えてはおりません。

ただ、建築をしていただく際に町として、町の責任として土質についてはきちんと精査をしたいという  
ことで、今回補正をさせていただいたところであります。

委員長（筒井義昭君） 7番、阿部満吉委員。

7 番（阿部満吉君） わかりました。このことについては、これで終わりたいと思います。

それでは14ページ、これもまた企画になるかと思えますけれども、また一般質問のほうにかかわってい  
るものですから、きょうのうち補正の部分についてをお聞きしておきたいと思えます。山岳トイレ整備工  
事費、先ほど2番委員からも質問がありまして、内容については大体把握させていただきました。なお、  
詳細の金額については、これからの入札等々もあるということで明示はできないという話でしたけれども、  
今後の予定としてどのような入札日の計画をするとか、それから建設計画、どのように考えておりますか。

委員長（筒井義昭君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

今回補正の承認をいただいた後に、できるだけ早い時期に入札は行いたいというふうに考えてございま  
す。当然議会の承認が必要になってきますので、入札後議会の承認を得た後契約をさせていただいて、工  
事自体は繰り越しという形で来年度、今年度と来年度の2カ年にわたる契約をさせていただきたいという  
ふうに考えてございます。ことし中に契約をしても、実際工事にはかかれないわけでございますけれども、  
準備調査等々の事前調査ができるわけでございますので、来年の6月から10月に分けての工事にスムーズ  
に入れるような形にして、できるだけいい形で工事をやっていただきたいということで考えております。

委員長（筒井義昭君） 7番、阿部満吉委員。

7 番（阿部満吉君） 今入札がおりても、やはりなかなか冬工事というのは難しいですし、来年の6月  
から11月ということですが、シーズンに入ればトイレが使えないという状態にはできないわけなの  
で、やっぱり分割工事になるかと思うのですけれども、その辺はどういうふうに考えておりますか。

委員長（筒井義昭君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えします。

今回建設させていただく御浜のトイレにつきましては、現在御浜にあるトイレと御浜小屋のちょうどそ  
の間に建設になります。ですので、建設中であっても取り壊すまでは現在のトイレを使用できるという状  
況になるかと思えます。

委員長（筒井義昭君） 7番、阿部満吉委員。

7 番（阿部満吉君） 了解をいたしました。この辺のトイレの詳細については、またあした別の形で質  
問したいというふうに思えます。

それでは、次のページになります。15ページ、これは常備消防費になりますか、常備消防に設計管理委

託料ということで250万円の補正がございます。その内容について、総務課長お願いいたします。

委員長（筒井義昭君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えをいたします。

委託料250万円、設計管理委託料につきましては、消防署遊佐分署の建設を現在地の、現在地を含むと  
いいますか、南側に用地を取得をして用地を拡大する、敷地を拡大する形で建設をすることとなりました。  
2筆個人の方から用地を譲り受けするわけではありますが、その1筆分、1件分、水田であります。約1反  
歩ほどの面積なのですが、当初予定をしておらなかった水田の取得というようなことで、その建設用地造  
成に係る造成地の測量調査の必要が生じました。その業務に係る委託料でございます。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） 測量ということ、大分前にピンクのテープの入った棒が刺してありましたので、  
測量終わっていたのかと思っていたのですけれども、これから測量ということですか。

委員長（筒井義昭君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えをいたします。

埋め立て造成工事に係るわけではありますが、測量の業務については5月に発注をしておりました。現在  
進行形という状況にあります。

以上です。

（「最後のほうよく聞こえなかった」の声あり）

総務課長（池田与四也君） 現在進行中でございます。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） 約1反歩の用地取得をしてあそこを現況に新しい消防署を建て直すという形のよ  
うです。いろいろこの件に関しては、ほかの用地等々のいろんな選択肢の中から現在の用地ということで  
進めざるを得ないようなことになったわけですが、この辺に関して一番私は知りたいのが消防署員  
の方々が使いやすいのかどうか。広さ的に、いわゆる機能的にあの面積で大丈夫なのかということをも  
う一度検証したいと思っておりますけれども。

委員長（筒井義昭君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えいたします。

ごらんのとおりの施設で、かなり古い施設でございます。昭和48年の建設でございます。現代的な消防  
機能を有していないという状況にあります。例えば例を挙げれば、救急消防室あるいは防火衣着脱室、乾  
燥室、個室、仮眠室、食堂、女性用トイレ、こういった点で不足が生じていると。特にといいますか、今  
女性消防士、消防官といいますかの入署も促進されておる中で、女性のプライバシーに配慮するとい  
うことも念頭に入れた、いわば居住スペースの快適性、そのスペースの確保を図るというものでござい  
ます。現在の旧態依然とした施設から現代的、近代的といいますか、施設に模様替えをします。そしてまた、消  
防機能の向上を図るというものでございます。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） 広域組合の議員として庄内町、旧余目にできた新しい消防署を竣工式に参加して見学させていただいております。それに比べれば少し面積的にも狭隘かというふうに感じておりましたので、有効的な土地利用をして、消防士の職員の皆さんが使いやすい施設にさせていただきたいというふうに提案申し上げまして、この項は終わりたいと思います。

その項の下に、災害対策費ということで委託料100万円ほどですか、事後評価業務委託料というような補正がございます。この内容についてお願いいたします。

委員長（筒井義昭君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えいたします。

委託料100万円につきましては、都市防災事業評価業務委託料でございます。今現在今年度間もなく完成予定であります。吹浦の防災センター建設を手がけておるわけでございます。これは、全体事業といたしましては、平成24年度から今年度までの5カ年事業であります都市防災事業という国の補助事業の中で計画的に取り組んだものでございます。この吹浦の防災センターの改築が終了し、5カ年の計画期間終了と同時に、最終年度評価業務を行う必要が制度上求められておまして、評価委員会を開催するなどしてその質、量ともにその事業の効果がどうであったかというようなことの検証を行い、報告書にまとめるというものでございます。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） 吹浦の防災センターに絡む調査ということ、評価ということになります。ちょっとこじつけになりますけれども、今台風等々の襲来で北海道並びに岩手のほうで大変な被害が起きております。いわゆる言葉の意味というか、よく理解できていなかったという、避難準備情報であるとか、避難もその意味がよく住民に伝わってなくて、避難がおくれていわゆる痛ましいことになったという事例がございます。遊佐町の場合、その辺は大丈夫なのかというのは報道を見るたびに思うわけですが、その辺住民の方々への周知方法等々、いわゆるその評価的なものも含めて防災係としてはどういうふうに今考えておるのかお伺いしたいというふうに思います。

委員長（筒井義昭君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えをいたします。

8月22日と約1週間後、8日後でしたが、30日、台風9号、台風10号が日本に上陸しました。この遊佐町においても、遊佐町にも台風到来かというような危険が迫っておる中で、9号につきましては、全県下土砂災害警報が発令されました。それから、10号につきましては、土砂災害警戒情報発令されました。結果は、ご存じのとおり直撃するということもなく、遠く東北の北部、岩手から秋田、青森を通過するといった形で遊佐町にとっては被害もなく、幸いたわけてございます。備えあれば憂いなしというようなことで、その都度それほど危険が差し迫っておらない状況にありながらも、課長会議を何度か開催をして、情報の共有を図り、対策方針を確認し合い、また消防団のほうにはメールでの情報伝達をしたりして、刻々情報の変化に応じた対応をしてきたというものでございます。警報につきましては、参考までにありますが、重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかけて行うというものであります。これは気

象庁のほうでこのような表現をしております、山形地方気象台のほうで先ほど申し上げた形で警報が発令されたということでございます。

一方、警戒情報につきましては、大雨警報が発令されている状況で土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また住民の自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかけると。これは、県と気象庁による共同の発表という形で出されたというものでございます。町でも、この発令を受けていわゆる避難準備の情報を町民にあるいは地区に、自主防災組織に伝達すべきかどうか、その際の避難施設の準備のあり方がどうかというようなことも含めて方針決定をして、今回はその必要がないという判断の中で出さなかったわけではありますが、例えば地域に対しましては、消防団でのあるいは行政防災無線での情報伝達という方法もありますし、まだ一度も出したことありませんが、個人の携帯に、スマホにエリアメールという形で役場から、具体的には防災センター電算室からその情報を発信するというような対応もマニュアルの作成をしてその準備はできておりますので、そのような対応を今後必要であれば出していくというふうなことを考えておりました。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 7番、阿部満吉委員。

7番（阿部満吉君） そのようなことを住民の方々がどのくらい理解できているかというのが、今回の岩手県の悲惨な事故があったのが一つの教訓になっているのかなというふうに思っております。特に津波に関しても、いわゆる海面から何メートルという表示は各集落のほうに張ってあるのですけれども、ではどっちら逃げたらいいのやといういまだに声が聞こえてくるくらいですので、まだまだその防災意識というのは町民に伝わっていないのかというふうに思います。今回の台風は鳥海山のおかげで避けてもらって、被害がなくてよかったわけですが、教訓は生かすべきかと思ひますし、その警報なり、避難の誘導に関しては行政側、危機管理側の重大なやっぱり責任があるかというふうに思ひますので、その辺まだ精査して今後につなげていただきたいというふうに思ひます。よろしくお願ひいたします。

最後に、ちょっと戻りますけれども、10ページの議会費になります。議会費となれば、余りこういう特別委員会の中では質問してはいけないのかなというふうに思ひたわけですが、財政に関するものであればいいのですよというような知恵もいただいておりますので、お伺ひしたいと思ひます。というのは、11需用費の中の印刷製本費でございます。町の広報も毎月のカラー化がなりまして、議会報も負けてはられないと。見ばえだけでも体裁を整えたいということで、カラー化の増額補正予算というふうになるわけですが、来年度に向けていわゆる中身の、表紙及び裏表紙だけではなく、中刷りのほうの2色化も進めていきたいというふうに思ひましたので、財政的にカラーの話で、今回からという、この次からという話ではないわけですが、来年度に向けてその辺の増額補正も、増額予算の組めるかどうか、その辺ぜひお願ひをして私の質問終わりたいというふうに思ひます。

委員長（筒井義昭君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） この段階で来年度の当初予算約束めいたことはちょっと言えないかと思ひますが、基本的な考え方だけ申し述べさせていただきます。

広報ゆざも、今年度からカラー刷りに踏み切りました。実は、ここに至るまで数年を検討に要しており

ます。まさに計画行政でございまして、広報委員の皆さんとかんかんがくがくの議論をしてきた結果でございまして。県内の市町村の実態もしっかりと調査をした上で、機が熟したというようなことで当初予算に計上してカラー刷り印刷をさせていただいているというものでございまして。これは、議会報も一緒であろうかと思いますが、わかりやすい広報、親しみやすい広報を作成するのが我々の責務であろうかと思っておりますので、もし議会報、広報委員会の中でそういった意見交換、意見集約をされてそのような方向がよろしいとなれば、これからの当初予算編成会議からスタートするわけでありまして、予算要求のほうに上げていただければ、しっかりとまたヒアリング等でご議論させていただきたいなというふうに思います。

以上です。

委員長（筒井義昭君）　これで7番、阿部満吉委員の質疑を終了いたします。

10番、土門治明委員。

10番（土門治明君）　突然手を挙げてしまいました。何から聞けばいいか。ではまず最初に、午前中聞いておりましたようですが、13ページの畜産業費で負担金で130万円ほど補正なっております、内訳は午前中聞きましたので、これわかっておりますが、今これは放牧地の貸し付け事業の190万円についてですけれども、内訳としてはワラビ園のところにあった格納庫が雪のために倒壊してそれを撤去、そしてそのかわりに草刈り機械とかそういう管理機の格納庫をプレハブで建てるというような説明だったと思えます。あそこは、やはり奥地で積雪がかなりあると思う、想像されます、冬行ったことないので。ただ、今までの既存の建物が倒壊するほどの雪でございまして、このプレハブの管理、冬は解体して雪解けてからまた建てるのか。恐らくプレハブだからもう何年ももたないのかなと、そのまま放置、建てっ放しておけばと思えますので、その辺の管理はどのように考えているのか伺いたいと思えます。

委員長（筒井義昭君）　佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君）　プレハブについては、今年度設置する予定でございまして、一応耐雪用プレハブということで、年中設置これからし続けるというようなことで選定させて設置したいというふうに思っております。

管理につきましては、従来どおり放牧のあの林野管理組合ですかのほうにお願いはするわけですが、特別その雪に対しては耐雪のプレハブということで置くということで、除雪とかそういうことは考えていないという状況です。

委員長（筒井義昭君）　10番、土門治明委員。

10番（土門治明君）　今耐雪のプレハブだという、大体40万円ぐらい見ていたのかなと思うのですが、この辺の町の中の中ほうの耐雪プレハブと山の何メートルも降るようなところの耐雪とさまざまな耐雪があるわけなのです。ですから、設置するときに3メートルぐらいの耐雪の時期には耐えられるのだというようなものであればいいのですが、この辺の1メートルも積もると雪おろしするようなプレハブであっては、耐雪のはずが春になったら潰れていたというようなことになりかねないので、その辺の確認はひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから、その管理の中で今までシルバーの方にワラビ園の草刈りというのはお願いしてきたと思えます。ただ、それもその地域の方にお願いしてきた経緯がありますが、何しろだんだん年とるもので、だんだん周りが管理がなかなか大変だというようなことを聞いておりますので、ではどうすればいいのかな

というようなことも話題に上っているようです。では、利用する方々は大体福祉施設の方がメインで、それから小学校等そういう方たちがメインで利用されているようですので、ではその方たちが自分たちがせっかくそこで体験させてもらっているのだから、そういうとるだけではなくて、そういう草刈り作業も大変であれば私たちもその施設、施設で交代、交代で日程を組んでもらえば出ても、出たいなど、協力したいというような話を聞いておりますが、もしそういうことが配慮願えれば、来年からしてもらえればありがたいと思うのです。というのも、今まで主体的にやってきた方が大分年齢もかさんできたものだから、将来的にこのままでは持っていけないだろうというようなことで、次の別のことも少し考えていかなければ維持していけないのではないのかなと思いますので、その辺の考え方をよろしく聞かせていただければと思います。

委員長（筒井義昭君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

現状今委員おっしゃられましたとおり、使用しているのは、利用しているのは小学生児童や福祉施設の高齢の方というような形になっております。シルバーの方々に委託している部分も、高齢になっているというのもそれも現状でございます。今後やっぱり小学生児童やそのお年寄りの方々に、特に小学校児童の方々はワラビとりの体験だけではなく、どういうふうにそういった草地を管理するところといったワラビが生えてくるのかと、とることができるのかというような学習の意味も込めて、そういったことができるのであれば、ぜひそういったことも体験実習の中に取り入れていけたらいいなというふうに思いました。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 高齢者のこの福祉施設の入所の方ではなくて、その職員の方が、健常者がその日勤務として半日ぐらい出ると、交代でというような話ですので、入所の方をさせると、してもらおうというようなこと、意味ではございませんので、その辺は誤解のないようによろしくお願いします。この件については終わります。

それから、14ページの道路維持費が例年のとおり今の時期1,000万円ほど計上されて、あちこちの道路補修がされるわけでございますけれども、歴代課長の考え方によって、100件のその地域からの補修の要望があればちょっとずつ100やると。1,000万円あれば10万円ずつやるとというような考え方と、いや、私はそんなばかなことはやらないと。ここ300万円なら300万円どんとかけて、そこはどんと直すのだというような課長の方もありました。今の川俣課長は、この1,000万円どのような配分で実施するような気持ちでいるのでしょうか。優先事項のところがあると思うのですが、その優先するような事項がありましたら、その辺は少し聞かせていただきたいなと思います。

委員長（筒井義昭君） 川俣地域生活課長。

地域生活課長（川俣雄二君） お答えします。

この町道維持工事費につきましては、大きな改良ではなくて本当に身近なその集落の困り事といえますか、例えば側溝が壊れた、水が流れにくい、あとカーブがきついで、ちょっと直してもらいたい、そういった内容の工事が主な工事となりますので、今回私としてはそのような対応、つまりはその地元で一番困っているような小さな入札をするまでもないような、そういった工事について各集落から要望寄せられ



ておりますので、その中で危険性の高いもの、重要性のあるもの、そういったものは聞き取りをしながら区長さんと協議をしてやらせていただきたいというふうに考えております。

委員長（筒井義昭君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 川俣課長の方針として聞かせていただきました。結構だと思しますので、十分対応していただきたいと思えます。それでは、これはこれで終わります。

それから、15ページに通学対策費として、これも十六羅漢の駐車場のところに通学路の何かするということでしたが、細かいところまでちょっと聞き漏らしておりましたので、再度この説明お願いいたします。

委員長（筒井義昭君） 十六羅漢は教育課ですよ。

高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） お答えをいたします。

通学路の整備ということで、十六羅漢駐車場のいわゆる十六羅漢駐車場への進入路がありますけれども、そこの東側について、路側を60センチ程度拡幅をして児童の安全を図りたいというふうなことであります。現在一番端のところグレーチングがありますけれども、グレーチングから60センチ程度幅を広げると、歩くスペースを確保したいというふうなことであります。地元からの要望による工事というふうなことになります。あと、それにあわせてバス停も現在十六羅漢駐車場の南側にありますけれども、北側のほうに移設をしたいというふうなことであります。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） わかりました。

それで、この通学に関しては、その十六羅漢のみならず各小学校とも歩いているとかバスとかあるのですが、通常の通学のときではなくて、この前と言えば台風です。この前の東北に直撃する台風があったときに、非常時の場合遊佐町の小学校の対応としては休校したりするところがあったり、そして午前中で切り上げたり、それから切り上げるか切り上げないか、休校するか最後までわからないというような、各小学校がまちまちの対応であったと聞いております。ほかのところを見ますと、ほぼその市町村は同じような対応をされたと聞いております。なぜ本町については、このようにばらばらな対応になったのか。これについては、やはり各小学校の校長にお任せしたというような対応しか考えられません。そこでは、やはり教育委員会のほうで各小学校の校長先生と連絡をとりながら同一の体制を組む行動をとるべきだったのではないのでしょうか、その辺について伺いたいと思えます。

委員長（筒井義昭君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 結果からしまして、県内の市町村もう前の日から休校と。結果はごらんのとおりで、1日授業なくにしたと、そういうことですよ。そういうことのほうがよろしいという判断になりますか。本町は、あくまでも来る可能性がありますけれども、来るということは気象庁でもわからないのです。朝になってみてわからないわけです。実際来ないわけです。当然前の日からこういう情報が気象庁から出ていますし、県教委からも来ているので、十分対応すべきだと。これは、台風だけでなくいろんな状況の場合あるわけですが、学校とは連絡とっておりまして、朝判断しても、気象の状況変わってきますので、各家庭にはあした6時なら6時、6時半でこういうことにしますと。臨時休校ということ

もあり得るでしょうし、進路の状況見れば十分お昼までは授業耐えられると、そういうことで校長と協議しながら各学校の判断に任せると。

ただ、町内の学校といっても、学校の状況違いますので、1校だけ休校した学校もあったわけですが、4キロを超す集落からちっちゃい学年の子と登校する学校では、やはりそこを考えると前日から休校の判断をしたと、そういう学校もあったし、お昼御飯を食べて一斉に下校で対応したということで、十分町全体、市全体で決めてしたから、結果として逆に見れば何でもこの天気ばいいなさ、学校休みだと。親は仕事休んでまでも対応したという家庭も当然出てくるわけで、必ずしも一斉に決めたからそれが正しい判断ということではなくて、やっぱり授業日数も貴重ですし、子供の安全、安心ということは十分考慮しながら、ぎりぎりまで決して子供たちに実害とか影響出ないような判断、対応をしたと遊佐町教育委員会では判断しておりますので、ご理解いただきたいと思います。勝手に任せて、あなたがいいようにせいとして結果になったのでございませんで、十分打ち合わせをして、そういう判断でよろしいでしょうということで決定したわけですので、何かもし問題があったのであれば、ご指摘いただきたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 幸い台風もそれでありまして、問題はなかったわけなのですが、ただある学校が休校したり、このばらばらな対応だったと。やっぱりこれは、ちょっと批判が結構あったものですから、私聞いた範囲では対応がおかしいと、教育委員会何しているのだというような話を聞きましたので、伺いました。

それで、今教育長の話聞けば、それぞれの対応して結果はよかったと。ただ、これからもそのような対応で済む場合と済まない場合とが出てくると思うのですので、今回の場合は教育長の考えでよしとします。よしです。ただ、これからの課題として、少し今の考えでなくて、また一斉にするようなことも少しは検討するべきではないのかなと申し上げているところがございますので、そんなに強く批判しているわけではございません。

委員長（筒井義昭君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 今回の台風、確かに前ぶれは瞬間風速35メートルとか、ではこの辺の冬場考えてください。気象庁から何も情報入らなくても、吹雪でもっとひどいときいっぱいあります。そういうとき1回ずつ学校休むのですか。そういうときは、朝起きてこれは厳しいと。学校できょうはこういう全く気象情報ではなかったけれども、厳しいと。急遽休校する場合もあるでしょうし、やっぱり学校には来たのだけれども、お昼過ぎたらちょっと帰り厳しいようだ、吹雪で。一斉下校と、それは校長が判断するわけで、何も1回ずつ教育委員会で休みしなさいと。で青空だったということもあるわけです。もちろん逆もあるわけです。十分配慮はします。そこは、子供たちの通学の状況とか、一番身近にわかっているのが校長ですので、その判断を尊重して、教育委員会で安全第一だから、心配だから休め、休めと言ったら、授業日数、休んだところどこかで休みほごにして授業しなければならないのです。その逆もあるわけで、その辺はもちろん重大で、これは間違いなく休むべきだと、そういう状況がわかればそれはしますけれども、では今回学校に来て授業して給食食べて一斉下校した学校が判断が悪いと、そういうことですよ、結局。それは、私は受け入れることはできないと思います。

委員長（筒井義昭君） 10番、土門治明委員。

10番(土門治明君) いや、教育長が言うことでいいのです。ただ、そういうことも考えて判断したと思いますので、これからの先のことを言っているのです。これからは、もろに来るかもわからない、幸いそれだから。今度は直撃するようなもしまた来たときに、このときはまた少し別の対応ということです。状況によって考えてくださいということですので、余り批判的に言っているわけではございませんので、その辺よろしくをお願いします。

それからあと、12ページに農業振興費として今新しく中山間地の補助金、中山間地等直接支払事業ということで4分の3の補助金の事業の交付金が県事業で計上、補正されておりますが、これにつきましては、行政報告書によりますと、290ヘクタールが中山間、それから県のほうが34ヘクタールと、こういうふうには面積は示されておりますし、大体の地域、部落も説明ありましたが、どのぐらいのこの、計算すれば1町歩当たり10万7,000円、それから県単の、県のまた別のもう一つのほうが6万8,000円と、単純に面積で予算を割ればこうなるわけなのですが、この斜度について緩傾斜、今まで急傾斜だったのですが、斜度についてはどの程度の斜度になっているのかお聞きしたいと思います。

委員長(筒井義昭君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

今回の見直しでの緩傾斜部分という傾斜度でございますが、斜度で1%以上の5%未満という形になってございます。

委員長(筒井義昭君) 10番、土門治明委員。

10番(土門治明君) これがことし最初の当初予算からでなくて、急に今ごろ出てきたという経過については、どのような経過で出てきたのかちょっと計り知れないところがあるのですが、このぐらいの予算が合わせると3,300万円近くのお金が出てきたことは、もうこの地域にとってはありがたいことであるのですが、この地域、これからこの該当した地域の方が果たして先ほど申し上げたように1ヘクタール10万7,000円と6万8,000円、これは均等にどのような配分で各農家に今なるのでしょうか。

そして、これが配付され、この交付金が支払いされることによって、その地域で何かしなければならぬということがあるはずなのです。ただお金をもらうというようなことではないと思うので、どのようなことをしてこういうふうにお金をもらうのかというこの事業内容です。その辺についてもひとつ説明いただきたいと思います。

委員長(筒井義昭君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤廉造君) お答えいたします。

今回の緩傾斜地の見直しでございますけれども、考え方としては従来の中山間交付金の支払制度と全く同じ考え方でございます。ただ、斜度が緩傾斜分にも適用になったということで、やっぱり急傾斜地のあの不利な耕作地でのそういった条件での耕作を国としては補填するというような内容で、このたびの県の単独事業のほうは、28年度からの事業の開始ということで、これは国で今までこの事業に該当できないところを救済するというような目的で県のほうで28年度から創設された事業でございます。国のほうの補助要綱の中で、例えば1ヘクタールに満たない農地は非該当でありますとか、5年間つくり続けることが条件でありまして、協定の用地の中で1筆でも耕作ができなかった場合は、さかのぼって補助金返還になるというようなことも国の要綱では定められております。県の要綱のほうでは、3年間この協定の用地の中で

90%を耕作できていれば、それは該当するよというようなことの見直しがございます、そういったものの形でこの県の緩傾斜部分が適用になったということで、同じくその町全体の今1%から5%未満の緩傾斜地についても、ほかの集落もございますので、適用すると。国の補助金によって適用するという内容でございます。

委員長（筒井義昭君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） 今説明いただきましたが、これが一律該当した面積の方が一律にこの金額が入るのか。そして、今までの中山間地にしたら、集落単位の組合をつくってそこに入ってそこから配分していくというようなやり方やっておりましたが、今回のこの事業についても同じような形態になるのかということ。

では、今出てきたからこれ通っていけばこれから集落単位でもう既に周知して準備はしているのかなと思うのですが、これに関しても個人、個人税金いっぱい払っている高額納税の方はいるだろうし、それから恐らく金余っている人にはこれ行かない、もらえないのかなという話もちよつとある、お聞きしたのですが、その税金の大きい、小さいでこの部分影響はあるのでしょうか、その辺はちよつと聞きたいと思うのです。

委員長（筒井義昭君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えします。

支払いの仕組みとしましては、今現在の中山間地域等の直接支払交付金の該当集落、11集落ほどあるわけですが、そこで今の緩傾斜地のどこどこが適用になるのかということで、そういった作業を進めておまして、それが各集落で傾斜地がどのほど面積あるのかということをお全部洗い出しをし、その部分の協定の用地の代表者の方、中山間の代表者の方とそこ話し合いを現在会議で進めておまして、いろいろ了承いただいているところであります。

交付金の支払いについては、対象傾斜面積がふえるということですが、従来どおりの支払いということに、方法としては支払いということになると思います。

税金のことについては、私今ちよつと申し上げるだけの資料がございません。

委員長（筒井義昭君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） この予算の使い方について、県との調整はまだ完全には済んでいないのかなと思うのですが、あとは町の裁量で大体できる、進めていけるわけなのですか、これ。県からの縛りとか、そういうものはないわけでしょうか。

委員長（筒井義昭君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤廉造君） お答えいたします。

先ほど協定の用地については話し合いを進めているということですが、今現在まず確定という形で数字を積算しておまして、国が4分の2、県が4分の1、町が4分の1ということで、金額についても国、県、町の金額について今把握しているところでございます。

委員長（筒井義昭君） 10番、土門治明委員。

10番（土門治明君） わかりました。町でも負担が、775万円と58万6,000円ほどが町のほうでも負担が生じるわけですので、この事業がその地域にとっての収入になって、そして町の活性化につながってくれ

ればありがたいと思っておりますし、やはりこの1%から5%の中山間地ももらえなかったところは、今まで残念だったなというところもかなりありましたので、これは私もいい事業であると思っておりますので、できるだけの皆さんに行き渡るような、お金が行き渡るようお願いしたいと思います。

今までのちょっと申し上げれば、中山間地は個人的に、今農業予算というのは個人の所得の中にはなかなか入っていかないというような仕組みになっておりまして、それでこの使い道がなかなか滞っているというようなところがありますので、その辺のところも配慮しながらこの事業を進めていただきたいと思います。

以上で私のほうは終わります。

委員長（筒井義昭君） これで10番、土門治明委員の質疑が終了いたします。

9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） それでは、まだ口を開いていない課長に伺います。

それでは12ページ、衛生費の保健衛生総務費、負担金補助及び交付金ということで、ここには骨髄移植ドナーの助成金ということですが、この内容を少し伺いたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

骨髄移植に係るドナー提供した場合、会社を休んでいろんな検査を受けたりする必要がございます。そのために、休んだ場合に役場関係にあっては特別休暇ということで、ドナー休暇の制度もございますので、もしそれが無い場合はそういう検査をした場合、その費用として1日2万円の補助をやるという形で最大7日間の14万円の補助を予定しております。この補助を行った場合は、県のほうで2分の1補助ということになりますので、また実際10月1日から実施をする予定にしておりますので、今回は歳出のみを計上いたしまして、実績があり次第の県のほうにも補助金の申請をするという予定をしております。

委員長（筒井義昭君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 今までそういう補助がなかったということですが、なかなかその骨髄移植というのは、提供者と受ける側が合う確率が非常に低くて、ドナーといいますか、その提供者の頭数といいますか、それをやはりある程度そろえていかなければいけないというのが皆さんのご承知のとおりでございます。この中で、会社勤めということですが、当然その一般自営であってもこの補助金対象というのは出ると。その対象になるときの当然申請書とかあるはずなので、どのような申請をすると補助金の対象になるのか、簡単にいいので、説明願います。

委員長（筒井義昭君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

町のほうで骨髄移植ドナー助成事業費補助金交付要綱というものをつくりまして、その際に対象者の方が健康診断のための通院でありますとか、自己血貯血のための通院でありますとか、骨髄等の採取のための通院、その他そういう骨髄等の提供に必要な通院等であって、認められるものに対して助成をするというものでありますので、そういった申請書を提出していただくということになってございます。

委員長（筒井義昭君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） この提供者には、合致した場合今まで肉体的な負担と、それから経済的な負担が

非常にかかったという話をよく聞きます。それで、合致しても思いは提供したいのですが、お断りする事例がかなりあるというふうに聞いております。まずは、この補助金等でそれを少しでも緩和できればありがたいことかなというふうに私思っています。町のほうでは、このドナー提供者の数とかは把握しているのでしょうか。

委員長（筒井義昭君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

残念ながら町のほうでは把握をしてございません。

委員長（筒井義昭君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） これは、それなりのところに問い合わせれば当然数が出てくるはずですが、数がわからなければそういう提供ができないので、国からこういう制度ができたのであれば、ある程度町でもどのぐらいのドナーの数があるのかなということは、把握しておくべきかなというふうに思っています。そんなに多い数ではないかもしれませんが、ここにいる中でそういう提供したいという方がいるのかいないのかぐらいのやはり数なのだと思いますが、まずはその数はある程度とめておいたほうが良いと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に移ります。そのすぐ下の13節委託料ということで、定期予防接種等の委託料の補正となっております。毎年補正というふうになりますが、この補正内容をお伺いします。

委員長（筒井義昭君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

134万4,000円の委託料の内訳でございますけれども、これには定期予防接種委託料等ということで、これまで定期予防接種になっておりませんでしたB型肝炎ワクチンの予防接種が10月1日より定期予防接種ということになりますので、これまでは自己負担で行っていただいているものを町のほうで負担をして接種をしていただくということになりますので、そのワクチンの接種委託料ということで、1回当たり5,540円という金額になってございますので、145回分を見て80万4,000円ほど、それからそれに伴います定期接種に変わりますけれども、町のほうで定期接種予防しているものが数種類ありますので、それを全部システムに入れておまして、誰がいつそういう接種をしたかわかるようになってございますが、それにB型肝炎の部分を追加をしてシステムを改修いたします。そのための費用として54万円ほどかかるということで、134万4,000円を計上しております。

委員長（筒井義昭君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 新たにB型肝炎のワクチン接種ということですが、対象はどういう方が対象になるのか伺います。

委員長（筒井義昭君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

B型肝炎ワクチンにつきましては、生後1歳未満の方に接種を3回行うということになっておりますので、今回は28年4月生まれから対象という形になってございます。

委員長（筒井義昭君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） そうすると、俗に言う乳児といいますか、小さい子供ということになります。と

ということであれば、その期間に接種するのが一番効果的ということになるわけですか。そうすると、乳児、3歳ぐらいまではいろんなワクチンを定期的に接種する機会が非常に多い年代といたしますか、時期です。それにやはりまたこの新しいワクチンが加わるということになります。親御さんは、年間の予防接種のカレンダーを見ながら自分の有休を使う準備をします。そういった意味で、また新たにふえるので、その辺も含めてしっかり周知のほうをしてほしいなというふうに思っております。

システム改修に54万円ということでありまして、何でも何かやるとすぐシステムを変える。必ずこの改修費がついてくるというのが行政の悩みなのです。これは、やはり専門家に頼んでやるしかないのですかというふうに私思っておりますが、うちには優秀な電算係もおります。総務課長含めて、こういうものはやはり自前でなかなかできないものかなというふうに思っておりますが、その辺はどうお考えでしょうか。

委員長（筒井義昭君） 佐藤健康福祉課長。

健康福祉課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

この件については、私もB型ワクチンの部分だけ加えるのに54万円もかかるのかという話はしております。ですが、それをやっているシステム会社については、また町の住基システムを入れている電算会社とはまた違う会社、個別の会社でございまして、実際はそこに頼まないといけないということでもございましたので、まずは見積もりを頂戴した結果こういう金額になってございます。なるべくこちらのほうで、自前で改修できるのであればそういう対応をしておりますけれども、今回はシステム自体が外部の業者が作成しておりますので、引き続き改修をお願いしているという状況になってございます。

9 番（高橋冠治君） システム関係の方も前に座っておりますので、後で詳しく聞きたいと思いますが、いいです。これでこの項は終わります。

続いてもう一人、町民課長に伺います。11ページの戸籍住民基本台帳費ということで、7節の賃金、臨時職員雇用賃金ということでありますが、この内容を伺います。

委員長（筒井義昭君） 中川町民課長。

町民課長（中川三彦君） お答えしたいと思います。

賃金が102万7,000円であります。こちらにつきましては、町民課の窓口のほうに臨時職員ということで配置しております。通年で1名の方を、それからマイナンバーの対応ということで、3カ月分ということで当初予算が計上されておりますが、今回マイナンバーの交付についてはそろそろ落ちついてきたところでございますが、産休の代替職員を配置する必要があるということでもありまして、通年2名というふうなことで、通年2名分からこの現在予算化されている分を差し引きをしまして、102万7,000円ということをお願いをしているところでございます。

委員長（筒井義昭君） 9番、高橋冠治委員。

9 番（高橋冠治君） 産休の代替ということであります。めでたいことなので、それはそれとしていいかなというふうに思っています。まずは、通年で臨時職員も窓口業務をしているという、受け付け業務ですが、いつも思うのですが、住民、いわゆる町民課の受け付けというのは、やはりある程度の個人情報を取扱うところでありまして、やはり職員は守秘義務がありまして、しっかりその対応、それから教育はなされているのだと思いますが、臨時職に対してそのような対応しているのか、もしくはそういう個人情報があるところにはつかせないのか、どのように対応して臨職の場合は仕事をしていただいているのか伺います。

委員長（筒井義昭君） 中川町民課長。

町民課長（中川三彦君） お答えいたします。

現在窓口のほうにはご存じのように2名の臨時職員の方から対応をしていただいております。委員がおっしゃったように、個人情報を取ってございますので、そちらに関しては当然守秘義務が課せられるというふうなことはもちろんでございます。当然町民課のほうに来ていただく段階で、その辺のところは周知をしているところでございます。

委員長（筒井義昭君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 当然といえば当然なのですが、その辺はしっかり教育しながらしていかないと、やはり今こういう問題は非常にシビアなことでありますので、これからも気をつけていただきたいというふうに思っております。

先ほど課長は、マイナンバーの話をしておりましたが、大分落ちついてきたという話であります。大分落ちついたという意味はどういう意味で大分落ちついたのか、その辺ちょっと伺います。

委員長（筒井義昭君） 中川町民課長。

町民課長（中川三彦君） お答えいたします。

マイナンバーにつきましては、昨年の11月から個人番号の通知カードが発送されてきて、それでことしに入って1月から今度は本格的に各個人、個人に希望の方については交付されるということになりました。2月から3月にかけては、ちょうど全国的にもその申請のピークでありまして、当然この時代ですので、交付にはシステム等を使っているわけですが、そのシステムが大分想定を超えてシステム自体がパンクをするというふうな事態になって、報道等でも報道されたというふうなことがありました。ただ、それもその時期に申請が集中したということございまして、最近になりまして、ようやくそういった申請についても落ちついてきて、申請件数も徐々に減ってきているということでもあります。

委員長（筒井義昭君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） まず、急にふえたということで、機械もパンクするのですね、やっぱり。ということで、落ちついてきたと。やはりこのマイナンバー制で一番変な話得するのは国で、いろんな情報を一元管理できるというところでもあります。町も、納税含めてその辺の管理はしやすくなるのかなというふうに思いますが、マイナンバー制度で町の利点というのは町民課から、町民課の視点ではどのようなところにあるのか伺います。

委員長（筒井義昭君） 中川町民課長。

町民課長（中川三彦君） お答えいたします。

一般的にそのマイナンバーを持つことによって利点といいますが、こういうメリットがございますよと。このことの代表的なこととしては、個人番号を証明する書類、それ1つあれば足りるということ。それから、運転免許証などを持たない人にとってその公的な身分証明書として使えると。あとそれから、税の関係でe-Taxなどのそのオンライン申請のときの個人の証明に使えるというふうなことが挙げられると思います。町民課の視点といっても共通するのかなと、以上のようなことだと思います。

委員長（筒井義昭君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） まずは、導入前にそのような説明は受けました。我々やはり町から報酬いただく



ので、町にもマイナンバーを提示して、いろんな農協関係とか共済とかいろんな部分やると、必ずマイナンバーを提示しなければいけないというところで、なかなかまだなれないというが、果たしてそういうものまで提示しなければいけないのかというような疑心暗鬼があって、もう少しそのマイナンバー制がとにかく変に悪用されるのだというような話だけが先走りして、やはりしっかりやっていたらお互いに便利なのですよというのがその心配から逆に打ち消されて、さも危ないような話がされているということであります。ここに来て大分そういうことはなくなっておりますが、やはりこれからも申請する人はふえてくるのだと思っておりますので、町からはしっかりした説明をしながら、誤解のないようにしていただきたいなというふうに思います。これについてはどうでしょう。

委員長（筒井義昭君） 中川町民課長。

町民課長（中川三彦君） お答えいたします。

マイナンバーにつきましては、遊佐町でも申請する人はかなりの数になってございます。ちょっと試算したところだと、今現在で町民の住基人口に対する割合は6%くらいの方が既にマイナンバーをお持ちだという状況でございます。これから委員がおっしゃったようにどんどんその普及がされていくのかなというふうに思いますし、普及するに従ってそういった心配するような誤解とか、そういったものについても徐々に解消されていくのかなというふうには思いますが、何分ことし始まったばかりですので、これから少し時間をかけて対応していきたいと思っております。

委員長（筒井義昭君） 9番、高橋冠治委員。

9番（高橋冠治君） 始まったばかりと言えばばかりなのですが、やはり最初は大変なのです、何でもそこを乗り越えてしっかりした対応、それからしっかりした運営をしていただきたいと、そんなふうに思いまして私の質問はこれで終わります。

委員長（筒井義昭君） これで9番、高橋冠治委員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（筒井義昭君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

委員長（筒井義昭君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。議第66号 平成28年度遊佐町一般会計補正予算（第2号）、議第67号 平成28年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議第68号 平成28年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第69号 平成28年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第70号 平成28年度遊佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議第71号 平成28年度遊佐町水道事業会計補正予算（第2号）、以上6議案について、これを原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（筒井義昭君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、本会議に報告する案文作成のため、恒例によりまして各常任委員会及び議会運営委員会の委

員長は直ちに委員会室にお集まり願います。

案文作成が終了するまで休憩いたします。

(午後2時27分)

休

憩

委員長(筒井義昭君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時)

委員長(筒井義昭君) 報告文の案文ができましたので、事務局長をして朗読いたさせます。

富樫議会事務局長。

局長(富樫博樹君) 報告書案文を朗読。

委員長(筒井義昭君) 本特別委員会の審査の結果につきましては、ただいま局長朗読のとおり本会議に報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

委員長(筒井義昭君) ご異議なしと認めます。

よって、局長朗読のとおり本会議に報告することと決しました。

これをもって補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございます。

(午後3時02分)

遊佐町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名し提出します。

平成28年9月7日

遊佐町議会議長 堀 満 弥 殿

補正予算審査特別委員会委員長 筒 井 義 昭